

実践的な職業教育を行う
新たな高等教育機関の在り方について

審議のまとめ

平成27年3月27日

実践的な職業教育を行う新たな
高等教育機関の制度化に関する有識者会議

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について
審議のまとめ

目次

1. 高等教育の多様化の必要性	1
2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性	4
3. 制度化に当たっての個別主要論点	5
(1) 新たな高等教育機関の目的（教育・研究）	6
(2) 教育内容・方法	6
(3) 入学者受け入れ、編入学等	7
(4) 修業年限	7
(5) 学位・称号	8
(6) 教員	8
(7) 施設・設備等	9
(8) 質の保証システム（設置認可、情報公開、評価、公的助成）	9
4. その他の検討課題	11
(1) 名称	11
(2) 分野	11
(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力	11
概要	15
参考資料	21
審議経過	49
「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」 の開催について	50
名簿	51

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について

審議のまとめ

昨年7月にまとめられた教育再生実行会議の第五次提言「今後の学制の在り方について」において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言されたことを受け、当有識者会議では、平成26年10月に第1回会議を開催して以降、全12回にわたる審議を経て、このたび、審議の内容を以下のとおり取りまとめた。

当会議としては、今後中央教育審議会等において、本「審議のまとめ」を踏まえつつ、我が国の将来を担う質の高い専門職業人養成が早期に実現するよう、その具体的な制度設計等についての審議が精力的に行われることを切に期待する。

1. 高等教育の多様化の必要性

(多様な若者のニーズと産業界の人材需要への対応)

- 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日)においては、すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるため、「これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること」を教育改革の重要な目標の一つとした。
- 一方、グローバル競争の激化に伴い技術革新や企業淘汰が加速しており、職業に必要となる知識や技術も急速に高度化・複雑化している。また、我が国は、急激な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の急減、産業構造・労働力市場の変化等の大きな課題に直面している。地方においては、若年世代の流出と東京圏への一極集中による地域経済の縮小や深刻な人手不足が指摘されている。社会的需要に応じた質の高い職業人を養成することが望まれているのみならず、そこで養成される人材への社会的なニーズが多様化している。大企業の正社員という立場で働く人は長期的には減少傾向にあり、既に我が国の雇用の約8割を占めるのはサービス業を中心とした中小企業となっている。
- このように産業構造・労働力市場等の劇的な変化が見込まれる中、一人ひとりが企業や組織で職を得たり自ら創業したりするなど職業を通じて活躍していくには、自らのキャリアを通して、必要となる実践的な知識や技術を学び続けていくことが不可欠となってきている。さらに、それを実現することは、我が国の社会・経済の成長・発展にとっても不可欠な課題である。

(企業における人材育成機能の縮小)

- しかし、企業における職業能力開発をめぐる状況に目を向けてみれば、厳しい経済状況などを背景に、新卒一括採用や長期雇用などを特徴とした日本型雇用システムが変容し、正規職員以外の就業形態で働く若者が増加するとともに、企業が人材育成にかかる費用を縮小している状況がある。中長期的には企業内における教育訓練の機会が減少している中、職業に必要な知識や技術、能力等を十分に身に付けるためには、学校教育における職業教育の充実が必要となっている。

(高等教育段階における専門職業人養成の現状)

- 明確な職業観・目的意識を持つ若者が、専門性の高い職業人材となることを目指し、実践的な知識や技術、資格等を身に付けたいと考えた場合、現状においては、中学校卒業後の進学先としては職業教育を主とする専門学科¹を置く高等学校（専門高校）、高等専門学校、専修学校高等課程等があり、高等学校等卒業後の進学先としては大学、短期大学、専修学校専門課程（専門学校）等がある。このほか、各省庁が設置する大学校（職業能力開発総合大学校、気象大学校等）²に進み、専門的な職業訓練等を受けることも可能である。
- 一方、世界の主要各国では、学術研究を志向する教育課程や、高度な技能を必要とする専門職に就くための教育課程（医学等）に加えて、実践的又は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付けてきた。
- 我が国においても、国家資格制度と密接に結び付いた医・歯・薬・獣医学においては、修業年限の延長や実習内容の追加等が行われ、また、大学院の段階においては、理論と実務を架橋した高度で実践的な教育を行うものとして、平成15年度に専門職大学院制度が新たに創設されている³。
- しかしながら、我が国の大学・短期大学への進学率は、かつて10%台であったものが現在56.7%⁴にまで達しており、また、その卒業時には約7割⁵が就職していることを踏まれば、大学や短期大学の段階において、多様な若者の幅広いニーズに応えた高等教育が提供される必要がある。こうしたニーズに対し、既存の高等教育機関においてもキャリア教育・職業教育を充実・強化してきており、一部の大学等では社会のニーズに的確に対応した高度な職業教育を行い、生産性の高い人材を輩出している。特に、短期大学においては職業又は実際生活に必要な能力の育成を目的として資格取得とも連動した教育課程を編成し、高等専門学校においては職業に必要な能力を育成することを主な目的として実験・実習を重視した質の高い職業教育を行ってきた。

(現行制度のみによる将来に向けた対応の限界)

- こうした既存学校種における取組の充実が図られることの重要性については論をまたない。しかし、社会や産業の急速な変化に対応し、質の高い専門職業人養成を量的に拡大していくことが求められている中、以下のように、現行制度上の既存学校種の取組だけでは限界があるのではないかと考えられる。
 - ・ 大学は、制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。
 - ・ 短期大学は、地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複雑化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。
 - ・ 高等専門学校については、中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高

¹ 職業教育を主とする専門学科とは、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の各学科。

² これらの各省大学校のうち、独立行政法人大学評価・学位授与機構により大学の学士課程に相当する教育を行っているとの認定を受けた課程の修了者には、同機構により学士の学位が授与される。

³ 専門職大学院は、法科大学院や教職大学院に加え、ビジネス・MOT、会計、知的財産等を中心に175専攻が設置されている（平成26年5月現在）。

⁴ 平成26年度学校基本統計より。

⁵ 大学卒業者に占める就職者の割合は69.8%、短期大学卒業者に占める就職者の割合は75.2%（平成26年度学校基本統計）。

等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

- ・ 専門学校については、制度として職業等に必要な能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開し、実践的な知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなっており、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。
- また、高校生全体の約2割を占める専門高校生は、分野によって差はあるものの、平均して2割程度しか大学等に進学していない⁶。専門高校卒業者のニーズに合った実践的な職業教育課程を整備し、進学機会を拡大することが求められている。

(社会人の学び直し需要への対応)

- 今後さらに急速に産業構造の変化や技術革新、グローバル化、情報化等が進展することが予想され、近い将来には今ある職業が存在しなくなることも想定しなければならない。このため、学士課程段階において、生涯の中でどのような社会状況の変化に直面しても職業を通じた社会との関わりを持ち続けることができる資質を養うとともに、生涯のいつでも希望するときに実践的な職業教育を受けられるようにすることが喫緊の課題となっている。
- 特に、一度社会人となった後においても、産業・経済の急速な変化等を受け、より高度な知識や技術の修得を目指す学び直しの機会を拡大する必要性が一層高まっている。厳しい経済情勢から、企業内の職業訓練は縮小傾向にあることもあり、産業界等の現場の要望を踏まえた社会人の学び直しのための高等教育機関における教育プログラムへのニーズが高まっている。また、地方創生の観点からも、各地方の高等教育機関において最新の知識や技術等についての再教育を受けられる仕組みが整備され、地域の活性化に資する人材が地元に着用することが期待されている。
- 一方で、我が国では、25歳以上の学士課程への入学者の割合が2%となっており、OECD諸国の平均の18%⁷に比して相当低いことから、時間的制約のある社会人が入学しやすく、実践的で学びやすい教育課程を一層充実することがますます重要となっている。

(地方創生への対応)

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日)においては、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないと指摘した上で、高等教育機関において、「地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を推進する必要がある」とされている。また、教育再生実行会議の第六次提言『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)においては、高等教育機関に対して、その知的資源や人的資源を活用し、地域と連携しながら、そのニーズに応える教育研究や人材育成を展開すること等を通じて、地域経済の活性化や地域課題の解決など地方創生への大きな効果をもたらすことが期待され、新たな高等教育機関の制度化についても、「地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する」とされている。
- このように地方創生の観点からも、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるような仕組みを構築することを通じて、創業等による雇用の創出を含めた地域の活性化に資する人材が地元で育ち、地元に着用することが求められている。

⁶ 平成26年度学校基本統計より。なお、ここでの「大学等」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科。

⁷ 2012年の数値(「図表でみる教育 OECD インディケーター(2014年版)」)

(高等教育体系の多様化)

- 以上のように、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、専門職業人を養成するという目的に最も適した、機動的な枠組み・特徴を持つ実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化することが必要である。
- 新たな制度の創設により、学ぶ意欲と能力のある若者や社会人が質の高い教育を受けることのできる社会の実現に向けて、多様化し、機能別分化・複線化⁸した高等教育体系を整備することができる。
- これまで、高等学校の普通科や大学に進学すること自体を評価する社会的風潮があったことや、高等学校、特に普通科の進路指導においては、将来の職業選択はさておき、高等教育機関、特に選抜性の高い大学への進学を第一としたものに偏りがちとなっていることなどが指摘されてきた⁹。実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設は、高等学校等卒業後の進路の単なる形式的な多様化にとどまることなく、こうした風潮を打破し、将来自らが就く職業に必要な知識や技術、能力等を身に付けるために、職業教育を重視する学校種に躊躇なく進学できるような選択肢の実質的拡大に繋がるものでなければならない。そのためには、新たな高等教育機関が社会から真に評価されるよう、教育の質に対する信頼を確立しうる制度設計を行うとともに、産業界をはじめとする社会の理解と協力を得ていくことが不可欠である。
- また、新たな高等教育機関の存在により、初等中等教育段階の児童生徒がその先の自分自身の職業人生についての具体的なイメージを持ちやすくなること等を通じて、日々の学習や生活に対する積極的な態度を形成できるようになることも期待される。こうした点を含め、新たな高等教育機関の創設を、初等中等教育段階からのキャリア教育や高等学校をはじめとする各学校の職業教育の充実を図る契機とし、教育委員会を中心とする地方自治体において、その充実に向けた取組が一層推進されることが求められる。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

- 我が国の高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図っていく観点から、新たな高等教育機関を我が国の産業の高度化を担う質の高い専門職業人を養成する機関としていくためには、新たな高等教育機関が既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付けられることが必要である。このためには、まず、想定される各種の職業分野を越えた共通理念や目的に基づく普遍性の構築が求められる。
- 新たな高等教育機関は、産業界と連携しつつ、どのような職業人にも必要となる基本的な知識・能力とともに、実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する機関とすることが適切である。新たな高等教育機関の教育内容・方法、教員、施設・設備、評価等の基準は、その目

⁸ ここでは、「階級的系統性を特徴とする複線型」学校体系にするとの意味ではなく、後期中等教育段階における中高一貫教育の制度化なども含まれる「教育目的別系統性を特徴とする多様化の進行した学校体系」にするとの意味で、複線化という用語を使用している。(脚注における引用部分の出典は、『現代教育用語辞典』(天城勲、奥田真丈、吉本二郎編、第一法規出版1973年))

⁹ 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月31日)序章「3. 社会全体を通じた職業教育に関する教育に対する認識」参照。

的を達成するために最も適した枠組みとして新設することが適切であり、諸外国における専門大学等も参考としながら、国際的にも高等教育機関として認知されるようなものとするのが重要である。我が国の既存の高等教育体系を念頭に、単に現行の大学・短期大学の設置基準よりも低い基準とすることで新たな高等教育機関になりやすくするといった考え方をとるべきではなく、実践的な職業教育の質を確保する仕組みを備えた高等教育機関とするとの考え方に基づいて制度設計がなされなければならない。

- 新たな高等教育機関の制度化に当たっては、育成すべき人材像やそれに相応しい教育内容の在り方等に依じて、
 - ① 大学体系の中に位置付けるべきか（学校教育法上の短期大学に関する規定と同様の位置付け）、
 - ② 大学とは異なる新たな学校種が設けられるべきか（学校教育法上の高等専門学校等に関する規定と同様の位置付け）のいずれにするかによって、制度設計上で配慮すべき点が相当異なる。
- 18歳人口の過半数が大学に進学する現状において、実践的な職業能力を身に付けた人材を輩出することを目的とした機関が求められていることを踏まえれば、サービス産業の高付加価値化など我が国の産業の高度化への要請に対応して人材養成の高度化を図ることや、卒業者の学修成果に関する国際的・国内的な通用性を確保することは極めて重要であり、この観点からは、新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、卒業者に求めるべき学修成果（ラーニング・アウトカム）に関する水準についての国際的議論を踏まえながら、学位授与を行う高等教育機関と位置付けることが有益と考えられる。
- また、高等教育における専門職業人養成機能の充実というニーズに対応し、我が国の高等教育機関の多様化を図っていくとの観点からは、新たに設置されるもののみならず、現行制度上の4年制大学や短期大学、また、質の高い専門職業人養成を行う専門学校からも、自らの主体的判断によって新たな高等教育機関に円滑に移行することが可能となるような仕組みとする必要がある。その際、現在も、4年制大学に併設する「短期大学部」として短期大学が設置されている例があるのと同様、既存の学校種を設置したままで、一部の学部や学科を新たな高等教育機関に移行させて併設することができるようにすることも考えられる。
- これらを踏まえれば、新たな高等教育機関に関しては、大学体系の中に位置付ける方向で制度設計の検討を更に進めることを基本とすべきである。
- ただし、この位置付けの判断については、学位授与機関としての国際的互換性等を踏まえて必要となる諸要件の具体的な内容や、大学・短期大学との差異、学位の種類をどのようなものとするか等に関する精査が必要であり、今後、中央教育審議会等での議論においては、大学とは異なる新たな学校種を設ける可能性を排除することはせず、これらを踏まえて審議することが必要と考えられる。

3. 制度化に当たっての個別主要論点

- 新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、学位授与機関とする場合には、学位授与機関としての水準に関する国際的互換性や、国内の既存学位授与機関の水準を踏まえる必要があると同時に、実践的な職業教育を行う教育機関として社会人の学び直しや専門高校等の卒業者の学習の深化・発展に寄与する仕組みとすることも必要である。

(1) 新たな高等教育機関の目的（教育・研究）

- 新たな高等教育機関は、職業に従事するために必要な実践的知識や技術、能力等の育成を行うものとするため、その主たる目的としては「教育」、特に「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付けることが適当である。
- 教育再生実行会議の第五次提言において、新たな高等教育機関に対して専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資することが期待されていたように、新たな高等教育機関に関しては、現行の大学では「教育」と並ぶ目的とされている「研究」よりも「教育」に対する期待が大きいと考えられる。このため、海外の学士（Bachelor）を授与する教育機関の目的として「研究」を限定的に規定する例があることになり、「研究」については、「教育」と並置して主たる目的に位置付けることとしない方向で、例えば、教育内容を学術の進展や職業分野における技術革新等に即応させるために行うもの等と位置付けることが学位授与機関として妥当か等について今後検討することが適当である。
- ただし、これは新たな高等教育機関の教員の研究活動を妨げる趣旨ではなく、産業界の最新動向の把握や分析に関する研究のほか、各職業分野に関する企業との作品の共同制作、実用化に向けた改良や応用的な共同研究等の新たな高等教育機関の性格に適した研究活動を行うことは重要であり、新たな高等教育機関には、質の高い専門職業人を社会に輩出することはもとより、これらの活動を通じて、高等教育機関として社会の発展に寄与することが期待される。

(2) 教育内容・方法

- 各職業分野に従事するために必要な実践的知識や技術、能力等を培うとともに、社会人としてバランスのとれた人材を育成するためには、専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成することが必要である。
- 特に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関における教養教育については、哲学や古典等についての素養を養うのではなく、その教育課程全体を通じて、どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等の知的な技法など、変化の激しい現代の実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力を学生が身に付けられるようにするための基盤を形成することが重要である。また同時に、コミュニケーションスキル、ICTスキル等の基本的な能力を育成したり、インターンシップやグループでのPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）等を通じて、協調性や責任感等の非認知的能力を培ったりすることにも配慮が必要である。
- 教育課程の編成については、最終的には新たな高等教育機関の責任の下で決定されなければならないが、各職業分野のニーズを的確に反映させるには、何らかの制度的仕組みを設けることにより、産業界による一定の参画を得られるようにすることが適当である。その仕組みの具体的在り方については、今後検討することが必要である。
- また、「学士」相当の学位を授与する場合は、学位プログラムの学修成果（ラーニング・アウトカム）の具体化を目指している諸外国の動向も踏まえ、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」が示す「学士課程共通の学習成果に関する参考指針」や、諸外国における学習成果の指標に照らした検討が必要となる。
- 教育方法については、実習・実技・演習・実験等を重視し、講義形態の授業よりもPBLや現場での実習等を行うなど実践的な方法を積極的に取り入れることを分野の特性に配慮しつつ制度化すべきである。特に、効果的に実践的能力を培う観点から、在籍する全ての学生が長期インターンシップ等に参加するよう努めるものとするのが望ましい。また、分野横断的にどの職業人にも求め

られる能力についても、実際の指導に当たっては、学生の学習意欲を喚起するなどの観点から、例えば、職業分野の特性を踏まえて当該分野の具体的事例を導入題材に用いるなどの教育方法上の工夫が行われることが望ましい。

- 新たな高等教育機関が質の高い実践的な職業教育を行っていくためには、教育内容の体系性や教育方法の適切な組み合わせ等の観点を含め、新たな高等教育機関の目的に相応しい全体としてバランスのとれたプログラムを編成することが何より重要である。こうした考え方に基づき、責任をもって教育課程を編成できる体制を整えるとともに、そのプログラムに最も適した教員の構成や配置となるようにすることが必要である。
- 卒業に必要な学修量については、例えば、修業年限4年の場合は124単位、修業年限2年の場合は62単位の修得を求めるなど、既存の学位授与機関と同水準を求めることが適当である。

(3) 入学者受け入れ、編入学等

- 新たな高等教育機関は、社会人と高等学校等の新卒者いずれもの入学が想定される。このため、新たな高等教育機関の教育内容については、関連分野での就業経験のある社会人や専門高校の卒業生等がそれまでの学習や経験等から培った知識や技術、能力等を継続して深化・発展させることができるものとするとともに、関連分野での就業経験のない社会人や普通科及び総合学科の高等学校卒業生等を受け入れる際には、専攻分野の学修への円滑な導入を図ることができるような配慮が必要である。
- また、新たな高等教育機関を大学体系に位置付ける場合には、その教育や入学者選抜の在り方を中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日）を踏まえたものとするよう検討することも必要となる。
- 高等教育段階における学校間の移動については、制度的には相当程度可能となっている。従来から、短期大学・高等専門学校・一定の要件を満たす専門学校の卒業生は大学に編入学できるようになっていることに加え、一定の要件を満たす高等学校専攻科からも大学への編入学を可能とする法改正が国会で議論されているところである。また、各省庁が設置する大学校での学修を大学の単位として認定することも可能となっている。
- しかしながら、実際に一度入学した高等教育機関から学生が自らのニーズに合わせて別の高等教育機関に移ることは現状では必ずしも容易ではない。高等教育段階における学校間の進路変更の柔軟化を図ることも重要であり、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、現行の大学への編入学はもとより現行の大学からの転学者の受入れにも十分配慮した制度設計とすべきである。

(4) 修業年限

- 大学、特に学士課程教育における専門職業人養成に対するニーズを踏まえ、修業年限は、各職業分野に従事するために必要な知識や技術、能力等に応じて2年から4年までの設定を可能とすることが適当である。
- また、社会人の学び直しに対応するためには、学位プログラムの修業年限では学修期間が長すぎることも考えられるため、学位プログラムをモジュール化した上で履修時期も分散し、短期間（例えば2～3か月単位）での履修やその短期履修の積み上げにより学位を授与することを可能とするなどの工夫も検討することが求められる。

- さらに、学業と就業の場を往き来しやすくするために、修業年限4年の場合は、2～3年制の前期課程と1～2年制の後期課程の二段階編成を可能とすることの検討も考えられる。その際、前期課程の修了者は、「短期大学士」相当の学位を取得した上で、就職という進路を選択するほか、後期課程へ進級したり4年制大学へ編入したりすることができるようにすることが考えられる。また、後期課程への入学者については、前期課程の修了後にそのまま継続的に進学して学業に専念する者のほか、就業しながら後期課程に進学する者や、前期課程・短期大学・高等専門学校・専門学校を卒業し、数年間の実務経験を経て学び直しのために入学する者なども考えられる。
- こうした二段階編成の導入により、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生が、卒業後、新たな高等教育機関の後期課程で学ぶことで、4年間の実践的な職業教育を中心とした学修で「学士」相当の学位を取得できる進路の構築を検討することは有意義と考えられる。

(5) 学位・称号

- 修業年限4年の場合は「学士」相当の学位、修業年限2～3年の場合は「短期大学士」相当の学位を授与することが適当である。
- ただし、現在の「学士」や「短期大学士」を授与するか、あるいは、それ相当の別の職業学位という概念が国際的標準の視点も含めて適切かなどについては、大学、短期大学や高等専門学校における学位又は称号の授与に関する現状を踏まえ、今後検討を行う必要がある。

(6) 教員

①必要教員数

- 学術研究志向の大学に比べて、教員組織全体として研究活動に大きなエフォートが求められるものではないが、他方、新たな高等教育機関が重視する実習・実技・演習・実験等の教育方法を行うには、教育活動に対してより大きなエフォートが求められることを勘案する必要があり、新たな高等教育機関の必要教員数については、これらの点と、現在の大学や短期大学における教員数に関する基準を踏まえて、更に検討する必要がある。
- 実践的な職業教育を行う際には、当該分野における人材需要が高度に専門的であるために、現行の大学に比べて一学科の収容定員を小規模に設定する必要が生じることが想定される。現在の大学設置基準における必要教員数等の算定では、一学科の収容定員200名（入学定員50名）が最小の基準とされているが、新たな高等教育機関ではそれより少ない収容定員に対する基準を設定し、現行の大学よりも少人数の教員・学生による学科を設置しやすくすることも考えられる。このほか、教育課程やコースに応じて必要教員数を設定することを検討することも考えられる。

②教員の資格要件

- 教員の資格については、上述の新たな高等教育機関の目的に照らし、教育上の指導能力の有無に最重点を置いたものとする。
- また、教員組織の一定割合は、各職業分野において卓越した実績を伴う実務経験を有する者（実務家教員）とすることが適当であるが、その具体的な基準については分野ごとの特性を踏まえたものとなるよう配慮が必要である。また、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、最先端の実務に携わりつつ並行的に教育にも当たる者を確保できるよう、一定条件の下、そうした者も必要教員数に算入できる仕組みとすることが望ましい。
- 実務に関する能力については、保有資格や実務上の業績、離職年数の制限等により確実に質が

保証できる仕組みが必要である。また、非常勤の実務家教員をはじめとする教員の教育上の指導力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上も求められる。

- 学術研究を志向する大学に比べれば、教員の資格要件において学術研究上の業績に過度な比重を置くことは適当でないが、専門的職業教育を志向する諸外国の高等教育機関においても、学生に学士（Bachelor）レベル修了者に求められる能力を身に付けさせるため、専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ者が教員として必要とされていることを踏まえ、実務家教員を含む教員組織全体の中で、こうした教員が一定程度確保されるようにする必要がある。

(7) 施設・設備等

- 新たな高等教育機関においては、職業分野の特性に応じ、実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることが不可欠である。ただし、具体的にどのような施設・設備が必要であるかについては、職業分野により大きく異なる上、実社会における変化に柔軟に対応する必要があることにも留意が必要である。このため、施設・設備について、学生の安定的利用が確保されている場合については必ずしも自己所有を求めないことや、他の学校と併設される場合には双方の学校教育に支障のない範囲内で一定の共用を認めることも考えられる。
- いずれの職業分野においても、実践的な職業教育を行う教育機関として当該職業分野に応じた図書等の資料を活用できるようにすることや、授業時間以外においても学生がいつでも自発的学習を行うことができる学習環境を整備することが必要である。これらの環境の提供の仕方については、ICTの活用を検討することも考えられる。他方、新たな高等教育機関の目的やそれに応じた教育の在り方等を踏まえ、運動場や体育館を必置とするかについては検討が必要である。
- 校地・校舎面積については、各職業分野における質の高い専門職業人養成に必要な施設・設備を備えることができる適切な基準とすべきである。その際、新たな高等教育機関においては、産業界と連携した実践的な演習等やインターンシップのような学校外での学習の機会が相当程度期待されているほか、社会人の学び直しに積極的に対応するために通学の利便性を向上する必要があること、企業等と兼任する実務家教員を確保する必要があること等の理由により、特に校地面積を確保することが難しい立地条件の場所（昼夜間人口比率が1を超えるような人口集積がある地域等）に設置する必要性が高いこと等を踏まえつつ、教育上最低限必要となる校地・校舎面積の確保に適した基準について今後検討を行う必要がある。

(8) 質の保証システム（設置認可、情報公開、評価、公的助成）

①設置認可

- 大学や短期大学とは別に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関に相応しい設置基準を設定することが適当である。なお、設置基準や設置認可の在り方を今後検討する際には、人材需要の変容をはじめとする産業界・経済界等の変化に迅速に対応し、教育内容を機動的にニーズに適応させていく必要性が高いことに配慮すべきである。
- 設置者は国・地方公共団体・学校法人とし、設置認可は文部科学大臣が行うこととするのが適当である。また、設置者となる学校法人に求められる要件は、永続性・安定性の確保のため、既存の学位授与機関を設置する学校法人に求められている水準と同等の水準設定が必要である。

②情報公開

- 教育情報や財務情報の公開（「大学ポートレート」への参画等）については、少なくとも既存の学位授与機関と同程度の水準が求められ、その具体的在り方について今後検討を行う必要がある。

- また、新たな高等教育機関が質の高い専門職業人の養成を目的とする教育機関であることや、学生や保護者にとって学校の選択等に際し有益な情報を提供すべきことなどを踏まえれば、卒業者の社会における評価等（例：学生の資格・検定試験等の合格率、卒業者に対する就職先企業からの評価、学生の授業評価の結果等）についても情報公開を義務付ける方向とするとともに、自己点検・評価や第三者評価の指標としても活用し、評価結果の公表を通じて社会へと発信していくことについて、その具体的在り方を今後検討することが必要である。

③自己点検・評価、第三者評価

- 個々の新たな高等教育機関が主体性をもって自己点検・評価を行うこととすることが適当である。また、既存の学位授与機関及び高等専門学校と同様、第三者評価として文部科学大臣が認証する評価団体による認証評価を行うことが適当である。その際、機関別評価に加え、質の高い職業教育がなされているのかを実質的に評価するために各職業分野の専門性に応じた分野別評価を実施することが必要であるが、その具体的在り方については今後さらに検討が必要である。

④公的助成

- 新たな高等教育機関を学校教育法第1条に位置付ける場合には、質の高い専門職業人養成という重要な目的を担う公的教育機関であることにかんがみ公的助成の対象とすると考えられるところ、新たな高等教育機関の設置基準に相応しい助成水準の検討とともに、新たな高等教育機関による追加的財政需要に見合った財源の確保が必要である。
- その際、新たな高等教育機関の目的に照らし、求められる成果を上げている学校にはより多くの配分を行い、成果を上げていないものについては配分を少なくするという仕組みとすることで、教育の質の保証を図るインセンティブを設けることについても今後検討が必要である。

⑤その他

- 設置認可や自己点検・評価、第三者評価においては、学術研究を志向する大学とは異なり、職業分野の産業界関係者の積極的協力を得ながら教育の質を確保することができるシステムが必要である。特に資格に関連する分野については、各職業分野の人材の質を確保する仕組みとして職業資格団体等による教育課程認定等を活用することを含め、制度設計に当たって資格との関係に留意が重要である。この点を含め、各分野の業界・職能団体との連携の具体的在り方については、分野別に今後の検討が必要である。なお、現在は資格が存在しない分野においても今後資格や検定等が整備されていくことは、新たな高等教育機関の卒業生等が就職する際に、企業等に対し、当該職業分野で必要とされる知識や技術、能力等の修得を端的に示すことができる点で有益であり、既存又は新規のそうした資格や検定等が国際的にも通用しうるものとしていくことも重要と考える。
- 経営の悪化や産業界のニーズの変化等により教育の質の保証ができなくなった場合の対応として、社会経済の変化に即応すべき実践的な職業教育の特性を踏まえ、組織・機関の再編を含め円滑な教育の改善・刷新を可能とする仕組みの整備や学生保護の方策等についても今後検討が必要である。なお、学校教育法等に規定する改善の勧告、変更命令、閉鎖命令等による法令遵守の担保のための措置は新たな高等教育機関にも必要となるものである。

4. その他の検討課題

(1) 名称

- 学校種の名称については、例えば「専門職業大学」や「専門職大学」等が考えられるが、今後の具体的な制度設計に応じて適切な名称を検討する必要がある。

(2) 分野

- 制度として職業分野の限定は行わない。なお、設置基準において各分野の特性を踏まえた基準を設ける際にどのような分野の種類を設けるかについては、現行の大学における学部の種類や現在の職業教育における実態等を踏まえて、更に検討する必要がある。
- ただし、新たな高等教育機関に対しては、サービス産業の高付加価値化や地方創生のための地方産業の活性化を人材供給面から支えるという機能を果たすことが期待されており、こうしたニーズにも十分に対応できるものとするのが重要である。

(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力

- 新たな高等教育機関の卒業者の出口が確保されて実社会で活躍できるようになるためには、産業界の連携・協力が必要不可欠であり、産業界には、実務家教員の派遣、教育課程の編成、自己点検・評価や第三者評価への参画、採用した卒業者に対する評価等の各種場面における実効的な連携・協力が強く期待される。また、こうした連携・協力が、学生の当該職業分野についての理解と関心を高め、地域の中小企業等を含めた産業界にとっても、当該職業分野の実践的な知識や技術、能力等を備えた人材を確保していく上で有用な仕組みとなることが望まれる。
- 新たな高等教育機関における教育の質の保証のためには、上記の各種場面における産業界からの支援や協力が、各職業分野の特性に応じたものとなるのが重要である。このため、新たな高等教育機関に対する各職業分野別団体等による支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの検討を文部科学省が関係省庁と連携して進めていくべきである。
- 産業界が質の高い専門職業人を持続的に確保していくには、企業等における採用方法や採用後の人材の活用の在り方を専門職業人に相応しいものに見直すことも重要である。このため、採用に際して求められる専門性等の条件があらかじめ示され、応募する者が職種や職務を選ぶことのできるような採用方法の拡充や、専門性を活かしたキャリア形成を可能とするための配慮等が、これまで以上に企業等に求められる。
- さらに、教育の質が保証されることが当然の前提であるが、新たな高等教育機関で学んだ者が就職する際に、例えば修業年限4年の課程を修了した者が大学の学士課程を修了した者と同等に処遇されること等により、新たな高等教育機関の位置付けが社会的にも既存の大学等と比肩するものとなるような配慮が併せて期待される。そのため、新たな高等教育機関においては、社会に貢献する質の高い専門職業人の養成に真摯に取り組み、成果を上げていかなければならない。

概 要

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」 (審議のまとめ) の概要

経緯 教育再生実行会議の第五次提言（H26.7）を受け、平成26年10月から「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（座長：黒田壽二 金沢工業大学学長・総長）を開催。平成27年3月、「審議のまとめ」を公表。

1. 高等教育の多様化の必要性

社会経済の変化に伴う人材需要に即応した、質の高い職業人養成の量的拡大が必要

- 産業構造・労働力市場等が変化する中、実践的知識・技術を学び続けることが不可欠。
- 企業における教育訓練の機会が減少。
- 質の高い専門職業人養成の量的拡大には、既存学校種の取組だけでは限界。（下記参照）

高等教育体系の多様化の必要性

- 世界の主要各国では、実践的又は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付け。
- 専門高校生の大学進学は平均2割程度で、そのニーズに合った進学機会の拡大が必要。
- 我が国の大学・短大進学率はかつて10%台だったのが56.7%に達し、卒業時には約7割の学生が就職。
- 大学・短大の段階での多様な若者の幅広いニーズに応えるため、我が国の高等教育の多様化が必要。

社会人の学び直し・地方創生（地域産業を担う専門職業人養成）への対応

- 社会人がより高度な知識や技術の習得を目指す、学び直しの機会を拡大する必要。
- 地方創生のため、地域産業を担う専門職業人を育成する高等教育機関が必要。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化

【現行制度のみによる将来に向けた対応の限界】

大学 制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

短期大学 地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複線化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

高等専門学校 中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

専門学校 制度として職業等に必要な能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に応じて多様な職業教育を展開し、実践的な知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなり、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

- 高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図るため、質の高い専門職業人を養成する機関として、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要。
- 産業界と連携しつつ、どのような職業人にも必要な基本的な知識・能力とともに、実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する機関とする。
- 教育内容・方法、教員、施設・設備、評価等の基準は、新たな機関の目的に最適な枠組みとして新設。諸外国の専門大学も参考に、国際的認知を得られるものとする。
- 単に現行の大学等の設置基準より低い基準とするのではなく、実践的な職業教育の質を確保する仕組みを備えた高等教育機関とするとの考え方で制度設計を行う。

【大学体系の中に位置付けるべきか、大学とは異なる新たな学校種とすべきか】

- 18歳人口の過半数が大学に進学する中、産業の高度化に対応した人材養成の高度化と、学修成果の国際的・国内的な通用性の確保が重要であることから、新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、学位授与機関とすることが有益。
- 高等教育の多様化を図るには、大学・短大・質の高い教育を行う専門学校が自らの判断で円滑に移行しうる仕組みとし、選択肢を増やす必要。（既存学校種の学部等の一部を移行し、併設も可能）

大学体系の中に位置付ける方向を基本として、中教審で更に検討

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(1) 目的

- 主たる目的として「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付け。
- 「研究」を主たる目的と位置付けずに、例えば、教育内容を学術の進展や技術革新に即応させるために行うもの等と位置付けることが妥当か等について今後検討。

(2) 教育内容・方法

- 専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成。
- どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等、変化の激しい実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力の基盤形成が重要。 コミュニケーションスキル・ICTスキル等の基本的な能力や、インターンシップ等を通じた協調性・責任感等の育成にも配慮。
- 教育課程編成に産業界の一定の参画が得られる仕組みとする方向で検討。
- 実習、実技、演習、実験等を重視。PBLやインターンシップ等を積極的に取り入れ。
- 卒業要件は、修業年限4年の場合は124単位、2年は62単位等、大学・短期大学と同水準。

(3) 入学者受入れ、編入学

- 社会人と高等学校等の新卒者のいずれもが入学。 その際、専門学科卒業者の知識・能力等の深化・発展や、普通科卒業生の専攻分野の学修への円滑な導入に配慮。
- 大学への編入学や大学からの転学者の受入れなど、進路変更の柔軟化に配慮。

(4) 修業年限

- 修業年限は2～4年。
- 社会人の学び直しに対応するため、学位プログラムのモジュール化による短期履修を可能とする工夫や、その積み上げにより学位授与を可能とすることも検討。
- 4年制の場合、前期課程(2～3年)と後期課程(1～2年)の二段階編成も検討。 この場合、前期課程修了者は学位(短期大学士相当)を取得した上で、就職のほか、後期課程への進級や大学への編入学等を選択可能に。後期課程への入学者は、就職しながら進級する者や、数年間の実務経験を経てから学び直す者等を想定。

(5) 学位

- 「学士」「短期大学士」相当の学位を授与。
- 「学士」「短期大学士」に相当する職業学位という概念が適切かについて今後検討。

(6) 教員

① 必要教員数

- 新たな高等教育機関では、研究活動に大きなエフォートは求められないが、教育活動として重視する実習・実技・演習・実験等の実施には大きなエフォートが求められる。 この点や、現在の大学・短期大学の教員数に関する基準を踏まえてさらに検討。
- 人材需要が高度に専門的であるため、新たな高等教育機関では少ない収容定員に対する基準を設定し、少人数の教員・学生による学科を設置しやすくすることも検討。

② 教員の資格要件

- 教員の資格は、教育上の指導能力の有無に最重点を置く。
- 卓越した実績を伴う実務家教員を一定割合で配置(分野ごとの特性に配慮)。 企業等と兼任する教員も、一定条件の下、必要教員数に算入できる仕組みに。
- 実務に関する能力を保証できる仕組みを検討。 FDによる指導力向上も求める。
- 専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ教員も一定程度確保。

(7) 施設・設備等

- 実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることが不可欠。ただし、職業分野の特性や、実社会の変化に柔軟に対応する必要があることに留意が必要。学生の安定的利用が確保されている場合は必ずしも自己所有を求めないとすることや、支障のない範囲内で、併設する学校と一定の共用を認めることも考えられる。
- 分野に応じた図書等の資料を活用できるようにしたり、自発的学習できる学習環境の整備が必要（ICTの活用も検討）。運動場や体育館を必置とするかについて要検討。
- 校地・校舎面積は、質の高い専門職業人養成に必要な施設・設備を備えられる適切な基準とする。産業界と連携した実習等や、社会人の通学の利便性の向上、企業等と兼任する実務家教員の確保など特に校地面積の確保が困難な場所への立地の必要性も踏まえて今後検討。

(8) 質の保証システム

① 設置認可

- 大学設置基準等とは別に、実践的な職業教育を行うのに相応しい設置基準を設定。
- 設置者は国、地方公共団体及び学校法人。設置認可は文部科学大臣が行う。

② 情報公開

- 教育情報や財務情報を公開（「大学ポートレート」への参画等）。
- 卒業生の社会における評価等（例：学生の資格・検定試験等の合格率、卒業者に対する就職先企業からの評価、学生の授業評価の結果等）も情報公開、自己点検・評価や第三者評価の指標としても活用。

③ 自己点検・評価、第三者評価

- 新たな高等教育機関が主体性をもって自己点検・評価を行う。また、第三者評価として認証評価を実施。その際、機関別評価に加え、各分野の専門性に応じた分野別評価を実施。

④ 公的助成

- 設置基準に相応しい助成水準の検討、追加的財政需要に見合った財源確保が必要。
- 成果に応じた配分による質の保証へのインセンティブを設けることも検討。

⑤ その他

- 設置認可や評価においては、産業界の協力を得て教育の質を確保（資格との関係に留意）。
- 経営悪化や産業界のニーズの変化等により教育の質の保証ができなくなった場合の対応として、円滑な教育の改善・刷新の仕組みや学生保護方策等について検討。

4. その他の検討課題

(1) 名称

- 「専門職業大学」や「専門職大学」が考えられるが、適切な名称を今後検討。

(2) 分野

- 制度として職業分野の限定は行わない。設置基準における分野の種類は更に検討。

(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力

- 卒業者の出口確保や、実社会での活躍のためには、産業界の連携・協力が不可欠。また、産業界にとっても人材確保に有用な仕組みとなることが望まれる。
- 職業分野別団体等の支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの検討も進める。
- 企業等が、専門職業人に相応しい採用方法や採用後の人材活用に見直すことも重要。
- 4年課程の修了者が就職時に大卒と同等に処遇されること等により、新しい高等教育機関の位置づけが社会的にも既存の大学等と比肩するものとなるような配慮を期待。

參考資料

目次

1. 産業・雇用に係る諸情勢

○日本の将来推計人口の推移	2 2
○名目GDPに占める産業別割合の推移、職業別就業者構成割合の推移	2 3
○非正規雇用割合の推移	2 3
○新卒就職者数の推移	2 4
○大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数	2 4
○民間企業における教育訓練費の推移	2 5
○技術者に求められる能力	2 5
○東京圏の年齢階層別転出入超過数の推移	2 6

2. 高等教育に関する諸データ

○18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	2 7
○大学進学率の国際比較	2 7
○高等教育進学率の国際比較	2 8
○国際教育標準分類（ISCED）における高等教育プログラム（準学士・学士・修士レベル相当）の分類	2 8
○高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）	2 9
○高等教育、職業教育に関する主な学校体系	2 9
○各学校種における設置基準等の比較	3 0
○アメリカ・イギリス・ドイツ・フィンランド・韓国の高等教育機関について	3 3
○職業教育に関する学校体系のイメージ	3 5
○教養教育により身に付ける知識・技能・能力等のイメージ図	3 6
○「学士力」について	3 7
○大学ポートレートについて	3 7
○大学の学生数・設置者別学校数	3 8
○大学の学校数・学生数の推移／学科別学生割合	3 8
○専門職大学院制度の概要	3 9
○短期大学の学生数・設置者別学校数	3 9
○短期大学の学校数・学生数の推移／学科別学生割合	4 0
○高等専門学校の概要	4 0
○高等専門学校の学生数・設置者別学校数	4 1
○高等専門学校の学校数・学生数の推移／学科別割合	4 1
○専修学校の概要	4 2
○専修学校の生徒数・設置者別学校数	4 2
○専門学校の学校数・生徒数の推移／学科別割合	4 3
○専修学校の修業年限別生徒数及び学科数	4 3
○「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について	4 4

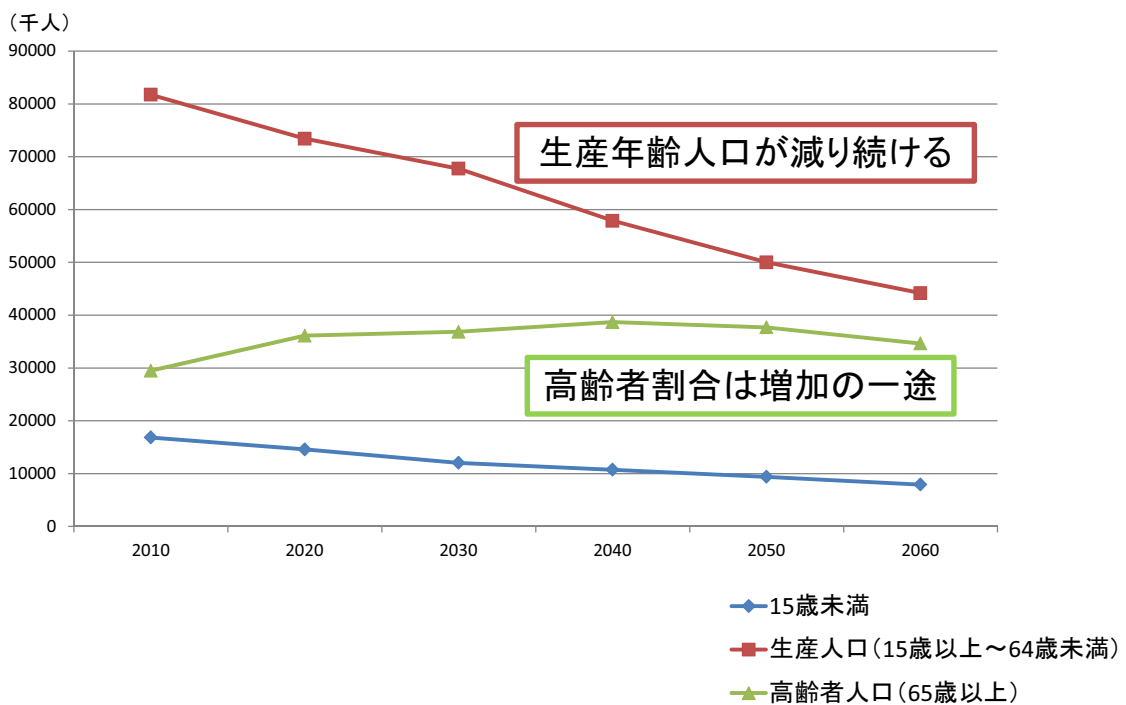
3. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する提言等

○教育再生実行会議提言（関係部分抜粋）	4 5
○まち・ひと・しごと創生総合戦略（関係部分抜粋）	4 5

1. 産業・雇用に係る諸情勢

日本の将来推計人口の推移

少子化の急激な進行により、生産年齢人口が大きく減少。

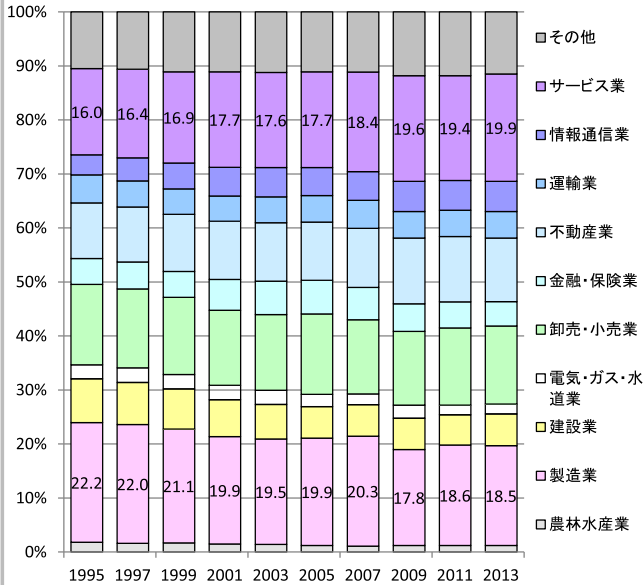


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

名目GDPに占める産業別割合の推移、職業別就業者構成割合の推移

- 産業構造が変化し、名目GDPに占めるサービス業の割合が増加。
- あわせて、職業別就業者構成割合も変化し、専門的・技術的職業従事者やサービス業従事者の割合が増加。

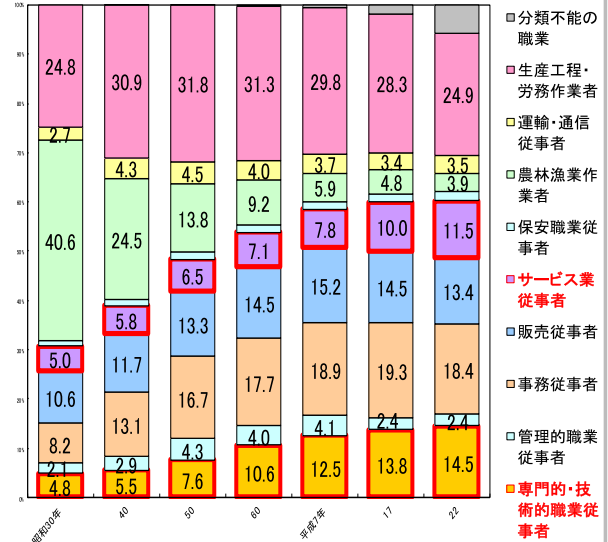
名目GDPに占める産業別割合の推移



※「その他」には、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「鉱業」を計上している。

出典：内閣府「国民経済計算」

職業別就業者構成割合の推移



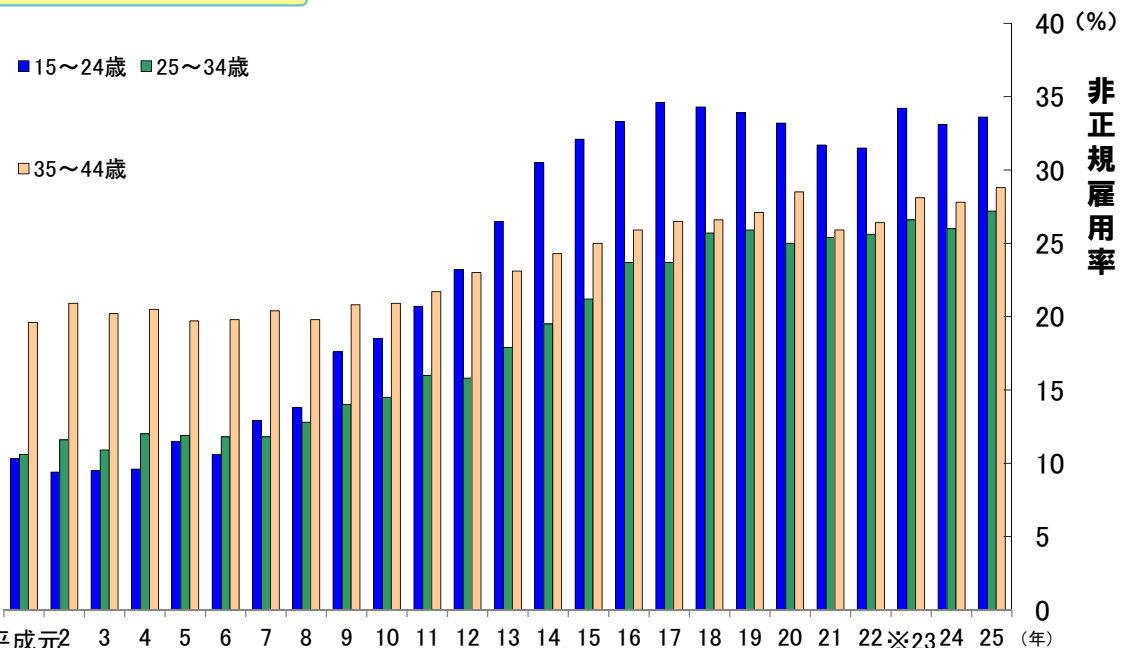
※専門的・技術的職業従事者：研究者、技術者、保健医療従事者、法務従事者、経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、記者、芸術家等
 ※サービス業従事者：家庭生活支援、介護、飲食物調理、接客・給仕、施設管理等の従事者
 ※平成22年度とそれ以前では、「運輸・通信従事者」と「生産工程・労務作業従事者」について、分類が異なるため、それぞれ、「輸送・機械運転従事者」と「生産工程従事者、建設・探掘従事者、運輸・清掃・包装等従事者の合計」を便宜的に計上している。

出典：総務省統計局「国勢調査」

非正規雇用割合の推移

- 非正規雇用率は、35～44歳と比べて、15～24歳の上昇の幅が大きく、近年は、全体としては上昇したまま横ばいの傾向。

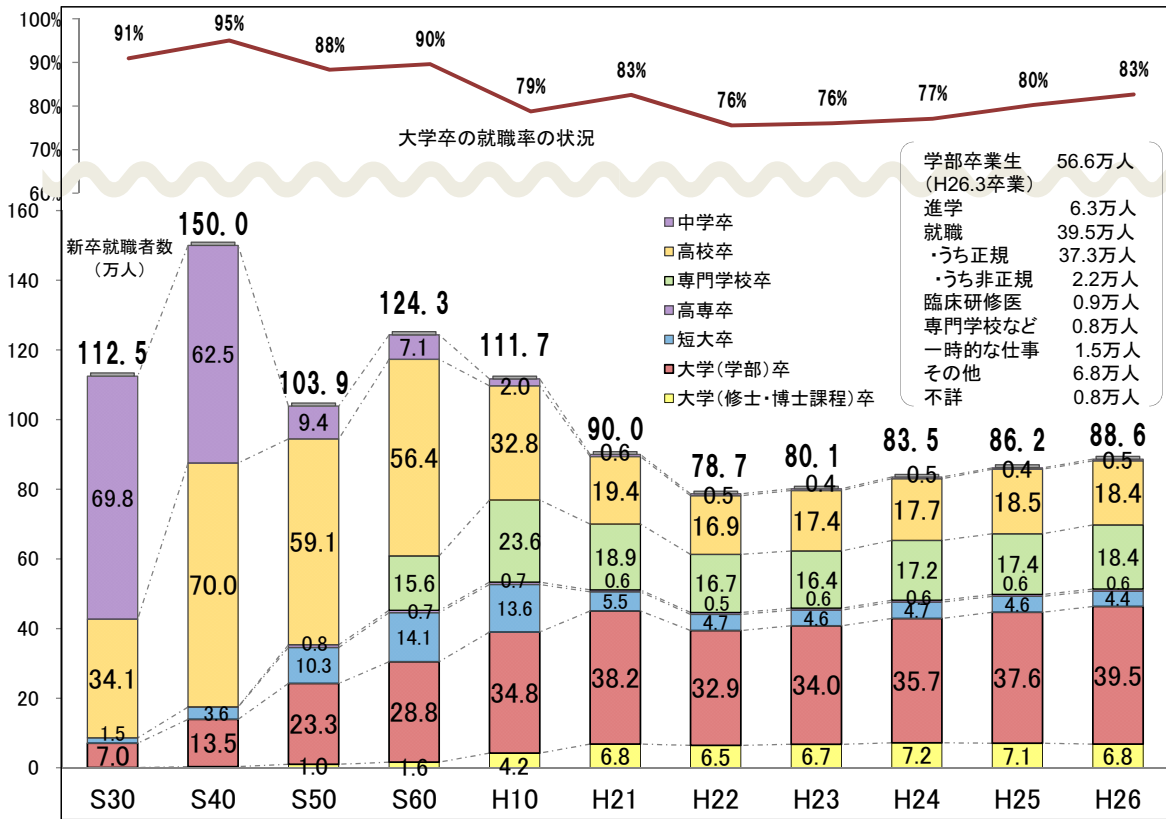
非正規雇用率の推移



※ 非正規雇用率は、非農林雇用者（役員を除く）に占める割合。なお、15～24歳では在学中の者を除く。
 ※ 平成23年の非正規雇用率の数値は補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)。

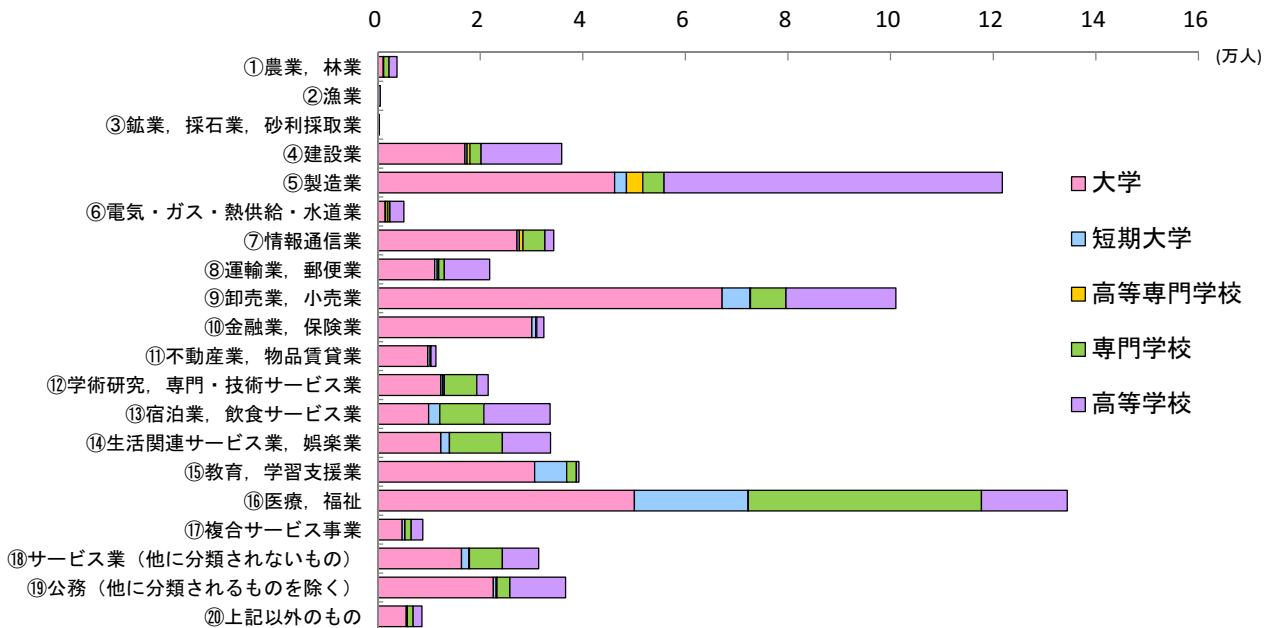
出典：総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1～3月期調査)

新卒就職者数の推移



※文部科学省「学校基本統計」の各年度の「就職者数」を集計したもの（「一時的な仕事に就いた者」は含まない）。
 ※折れ線グラフの「就職率」は「就職者数」÷（「就職者数」+「一時的な仕事に就いた者」+「就職も進学もしていない者」の合計）により便宜的に算出したもの。

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数



【参考：各学校種ごとの産業別就職者数】

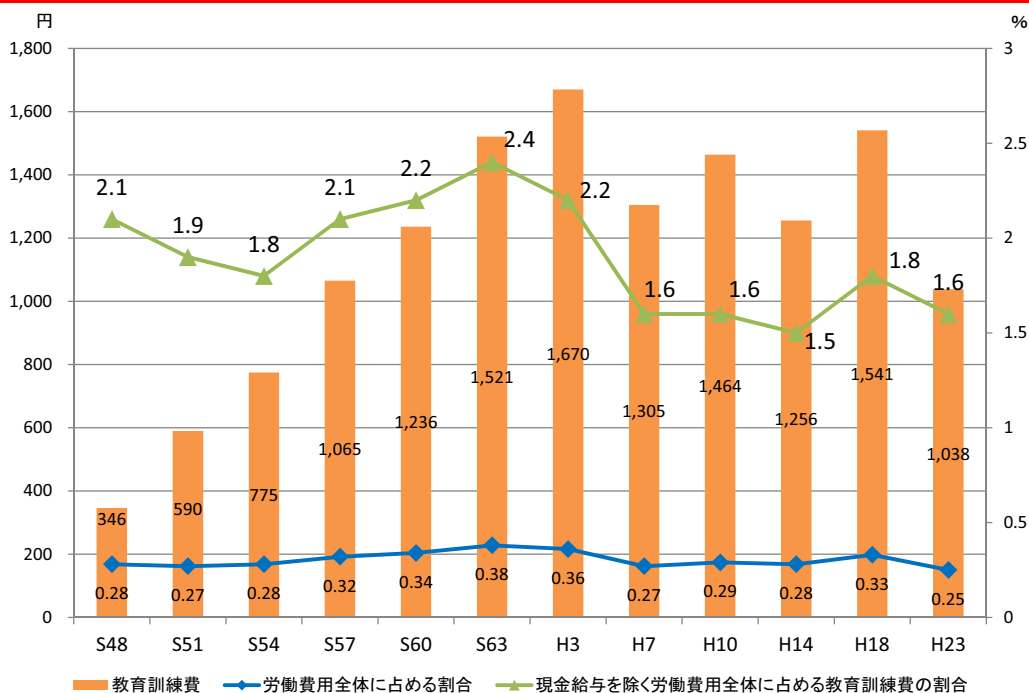
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	合計	
大 学	1,109	85	98	17,033	46,212	1,492	27,157	11,138	67,152	30,082	9,787	12,330	9,953	12,329	30,622	50,063	4,800	16,352	22,556	5,607	375,957
短 期 大 学	97	6	6	435	2,319	90	494	492	5,474	757	374	405	2,168	1,688	6,228	22,191	478	1,436	553	162	45,853
高 等 専 門 学 校	2	1	8	528	3,162	422	689	288	60	4	23	256	10	12	11	11	49	144	153	21	5,854
専 門 学 校	1,011	10	13	2,170	4,158	409	4,271	1,082	6,926	189	217	6,335	8,593	10,284	1,880	45,438	1,246	6,382	2,540	1,128	104,282
高 等 学 校	1,572	437	225	15,728	65,921	2,732	1,744	8,835	21,436	1,369	981	2,247	12,913	9,388	497	16,734	2,239	7,079	10,860	1,719	184,656

注：平成25年3月卒業者のデータ

出典：平成25年度学校基本統計（専門学校：平成25年度文部科学省調査）

民間企業における教育訓練費の推移

民間企業における教育訓練費は、低下・横ばい傾向

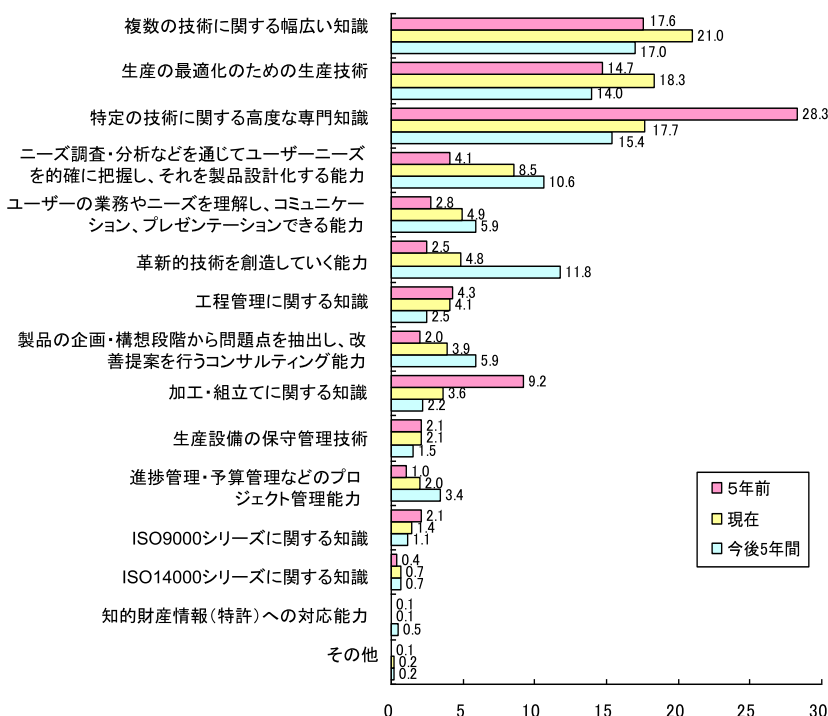


出典: 労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」(抽出調査)
 ・ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。
 ・現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

技術者に求められる能力

技術系正社員に求められる知識・能力のうち、5年前や現在と比較して、今後重視されていく傾向にあるのは「革新的技術を創造していく能力」や「ニーズを的確に把握し、それを製品設計化する能力」

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの
 5年前・現在・今後5年間の比較(単位: %)



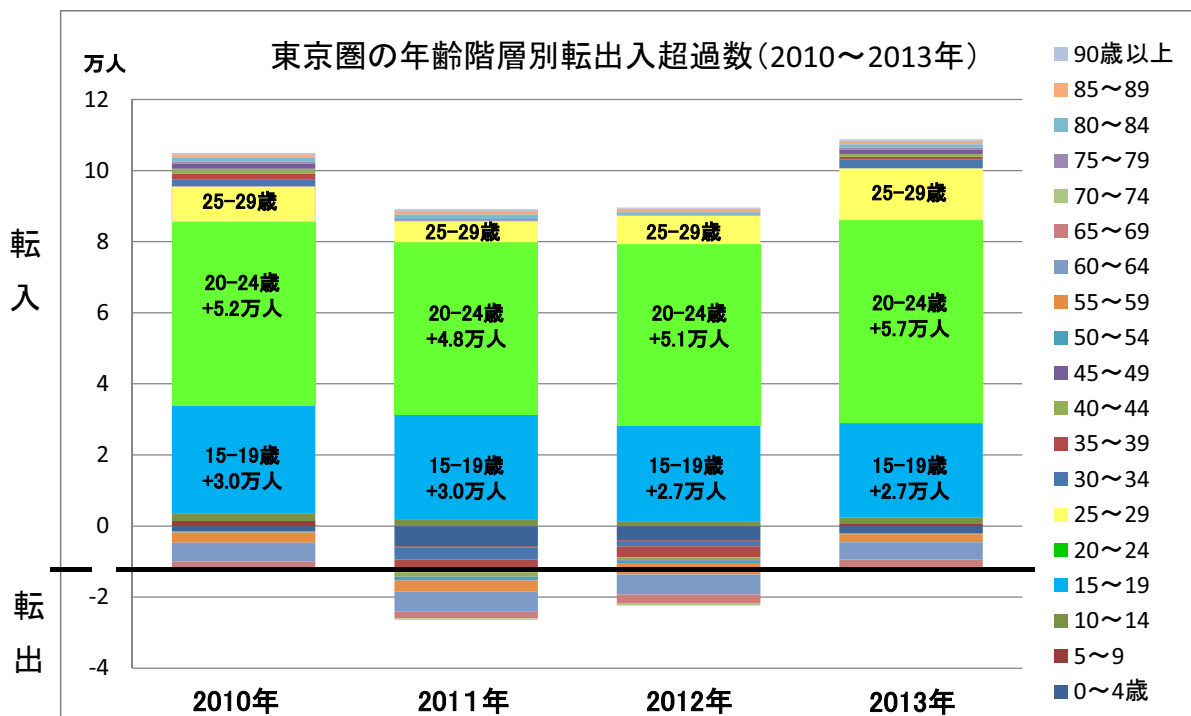
技術系正社員:
 以下のいずれかの業務を担当する正社員

- ①基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」
- ②製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務
- ③既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務
- ④高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構「ものづくり産業における人材の確保と育成—機械・金属関連産業の現状—」

東京圏の年齢階層別転出入超過数の推移

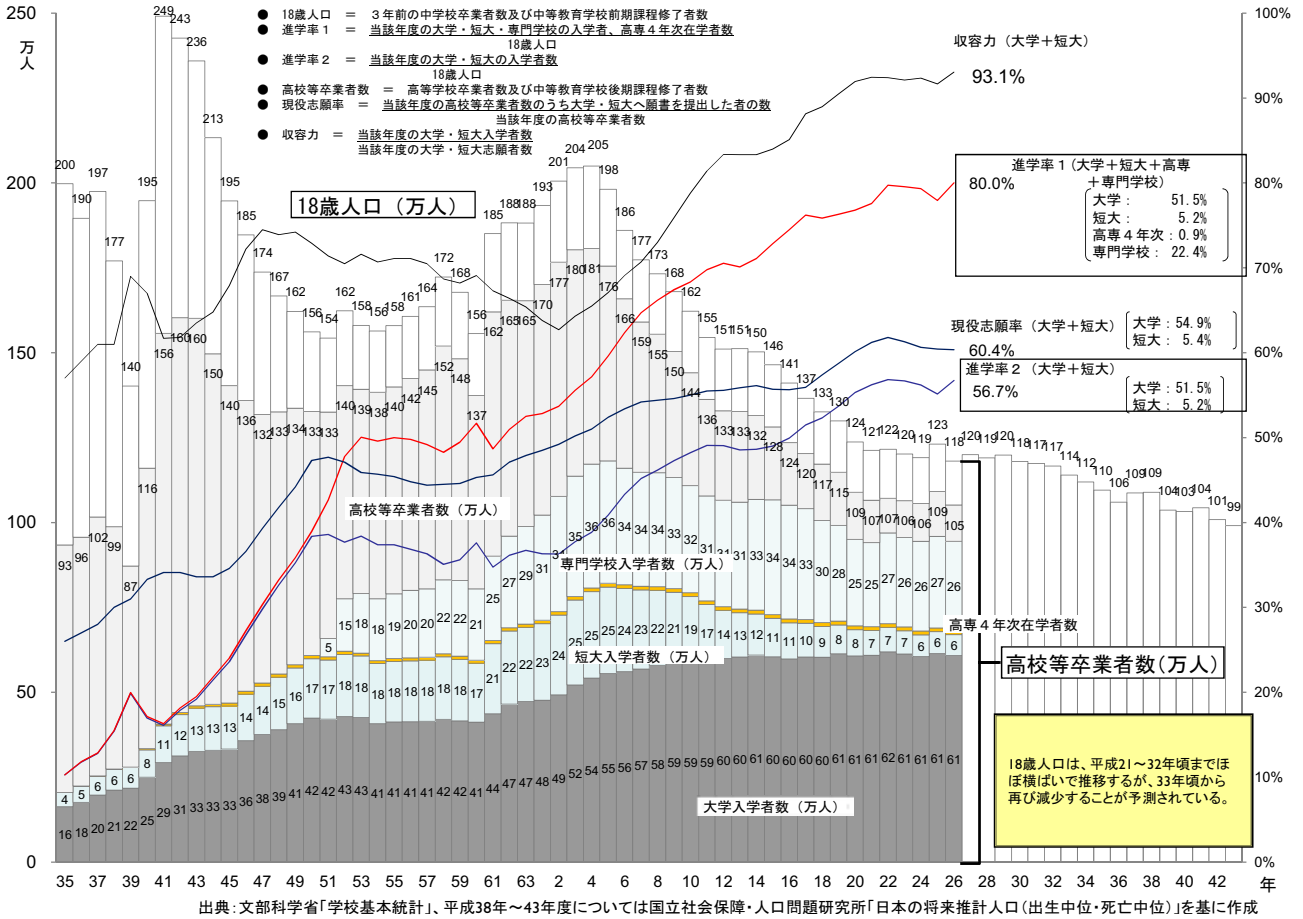
○ 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。



※東京圏：東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計。グラフ内の人数は百人以下四捨五入。
資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)

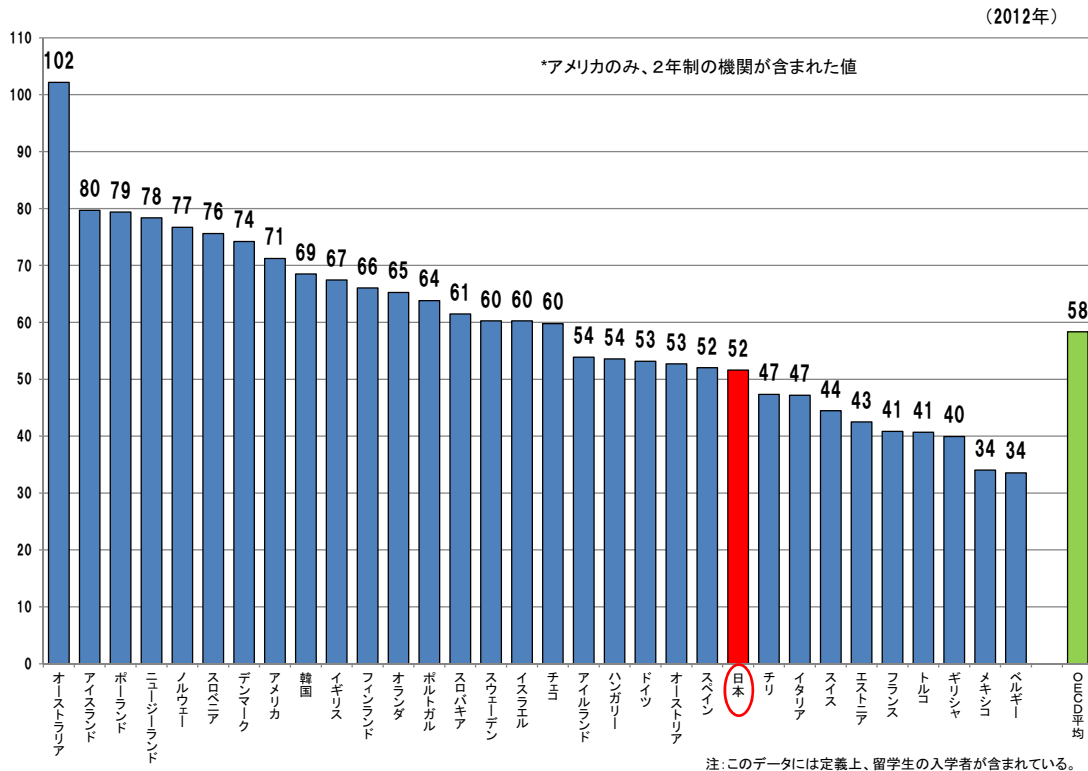
2. 高等教育に関する諸データ

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

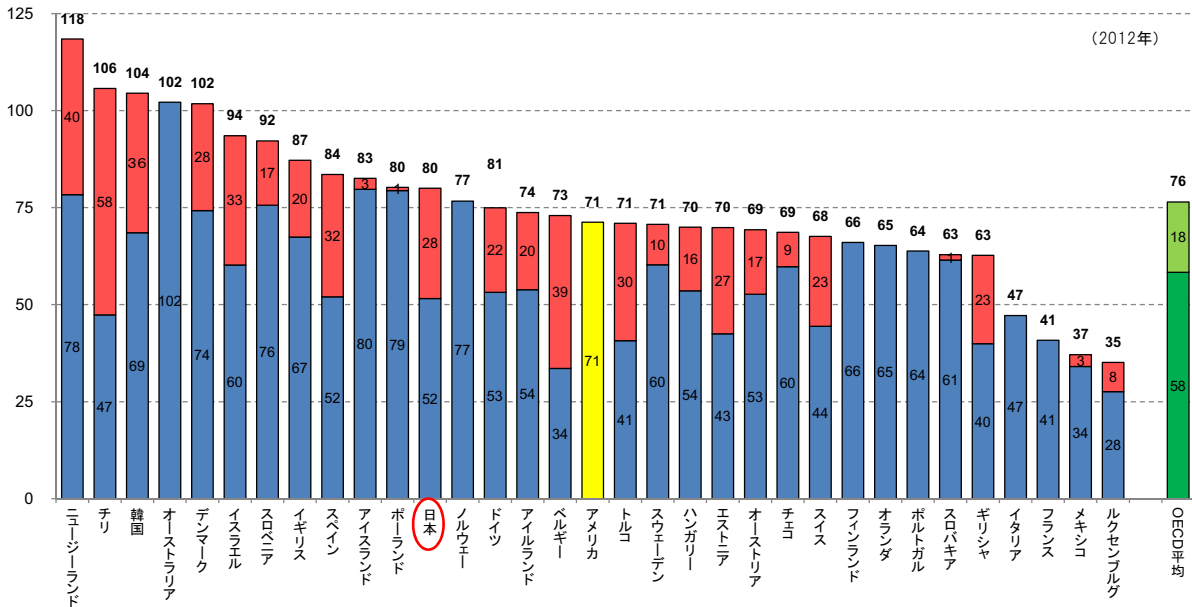


出典：OECD「Education at a Glance 2014」

高等教育進学率の国際比較

- ・日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない。(日本:1995年 31% → 2000年 40% → 2012年 52% OECD:58%)
- ・非大学型高等教育(短大、高専、専門学校)進学率も合わせると、日本の高等教育進学率はOECD平均より少し上。(日本:80% OECD:76%)

■ 非大学型高等教育機関: 大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラム。通算教育年数はフルタイムで2年以上。
 ■ 大学型高等教育機関: 主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程へ進学したり、高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得するもの。通算教育年数はフルタイムで3年以上(一般的には4年以上。)



(注)
 ・このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
 ・アメリカのデータは、「大学型」と「非大学型」を合計した数値。
 ・※印は、「非大学型」について、無視できる程度の数値であるか、分類に当てはまらない国

出典: OECD「Education at a Glance 2014」

国際教育標準分類(ISCED*)における高等教育プログラム(準学士・学士・修士レベル相当)の分類

※学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野(普通または職業プログラム)ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。
 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。

ISCED 1997	ISCED 2011
level 5A: 大学型高等教育 主として理論中心・研究準備型プログラムで、 上級研究学位プログラムへ進学 したり、医学や歯学、建築学といった 高い技術を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得 できるようになっている。通算教育年数は、理論上の期間では フルタイム就学で3年以上 となっているが、一般的には 4年以上 であることが多い。	Level 7 (academic(74), professional(75)) → 修士又は同等レベル 高度な学問的及び(又は)専門的知識、技能及び諸能力を提供し、 第二学位(second degree)又は同等資格に導く ために設計されており、主として理論中心のプログラムであるが、実体を伴う基礎的研究要素も含まれる。通算教育年数は、一般的には、 フルタイム就学で1~4年 である。医学部、歯学部などの4年を超えるプログラムもここに含まれる。
Level 5B: 非大学型高等教育 通常、大学型高等教育よりも修業年限が短く、 就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能を中心とする 。通算教育年数は、 フルタイム就学で2年以上 である。	Level 6 (academic(64), professional(65)) → 学士又は同等レベル 中程度の学問的及び(又は)専門的知識、技能及び諸能力を提供し、 第一学位(first degree)又は同等資格に導く ために設計されており、主として理論中心のプログラムである。通算教育年数は、一般的には、 フルタイム就学で3~4年 である。
	Level 5 (general edu(54), vocational edu(55)) → 短期高等教育 専門的知識、技能及び諸能力を提供するために設計されており、一般的には、 就職に直接結びつく、実践中心で、職業技能を中心とする 。通算教育年数は、 フルタイム就学で最低2年 であり、一般的には3年未満であることが多い。

国	学校種名	ISCED1997 分類	修業年限	通常の在学年齢	学校数	学生数(千人)
日本 (2014年度)	大学	5A	4~6	18~21	781	2,552
	短期大学	5B	2~3	18~19	359	134
	高等専門学校	5B	5	15~19	57	54
	専修学校専門課程(専門学校)	5B	1~	18~	2,814	589
アメリカ (2010年度)	総合大学	5A	4~	18~	2,870	13,494
	その他の4年制大学(リベラルアーツカレッジ)	5A	4	18~21		
	2年制大学	5A/5B	標準2	18~19	1,729	7,500
イギリス(2011年度)	大学	プログラムによる	3	18~20	163	1,412.0
	大学	5A	3~	18~	86	1,319
フランス (2011年度)	大学技術短期大学部	5B	2	18~19	106	111
	グランゼコール	5A	3~5	18~22	800	413
	リセ付設 グランゼコール準備級	5B	標準2	18~19	449	80
	リセ付設 中級技術者養成課程	5B	2	18~19	2,286	246
ドイツ (2011年度)	総合大学	5A	3~	19(18)~	108	1,546
	専門大学	5A	3~	18~	239	776

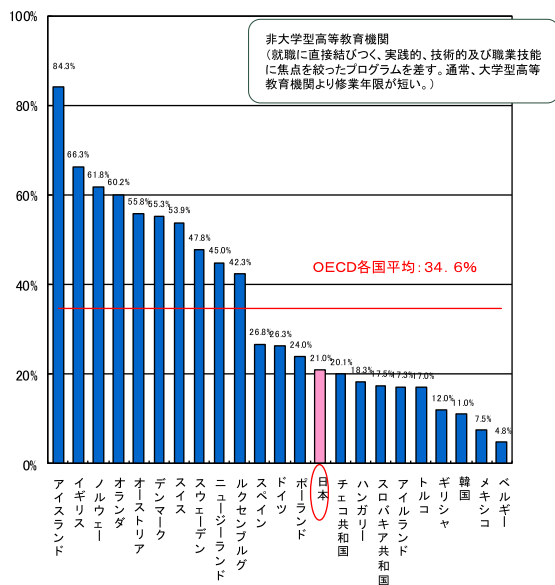
※ 各国の高等教育機関の一部抜粋であり、これら以外の高等教育機関も存在する。また、各国間の制度の違いや、データの採取の条件の違いのため、比較可能性は不完全である。

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

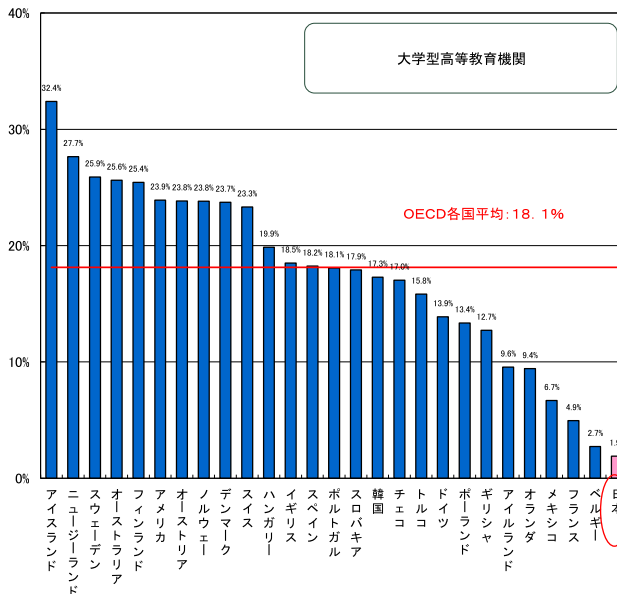
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）

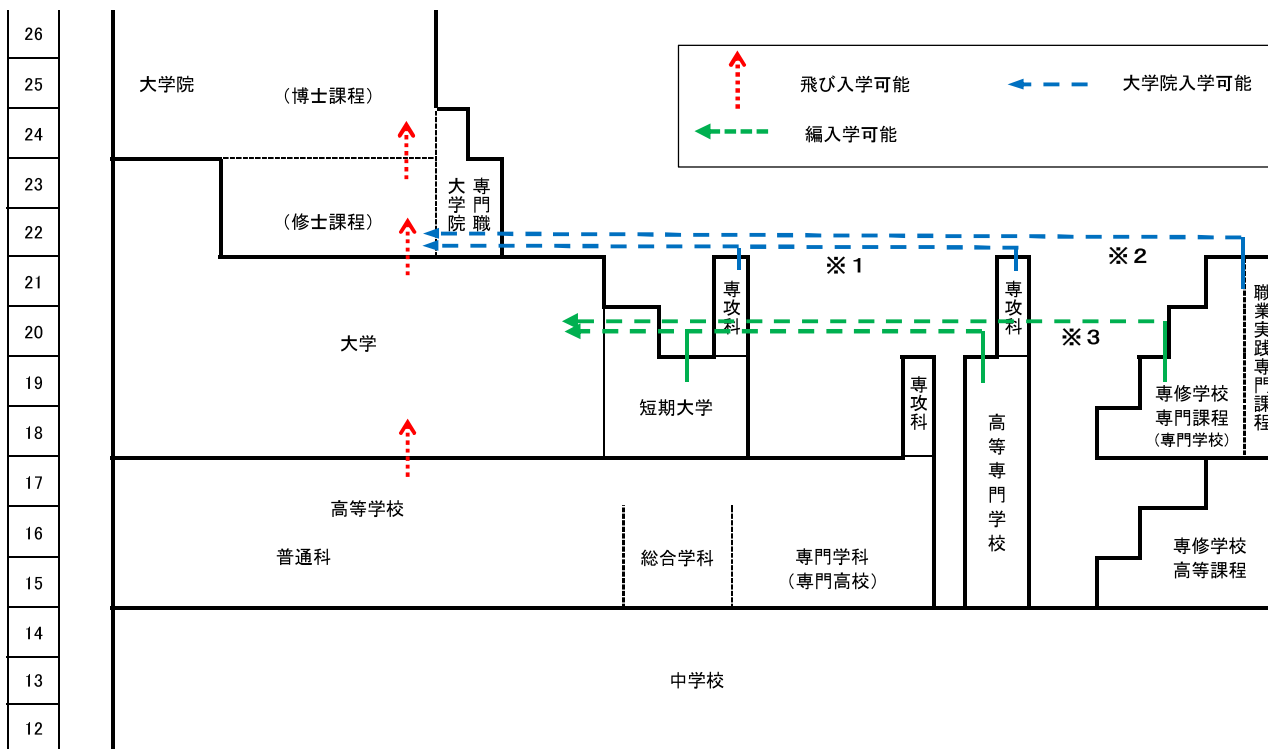


出典：非大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典：大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

高等教育、職業教育に関する主な学校体系



※1 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

※2 文部科学大臣が指定する専門学校(4年制)を修了した者

※3 修業年限が2年以上で総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上の専門学校を修了した者

各学校種における設置基準等の比較

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
目的	<p>学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。</p>	<p>学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。</p>	<p>深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること。</p>	<p>深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。</p>	<p>職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。</p>	<p>職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの</p>
	<p>目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	<p>目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>		<p>目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>		
修業年限	<p>・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。</p>	<p>・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)</p>	<p>・2年または3年</p>	<p>・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)</p>	<p>・1年以上</p>	<p>・2年以上</p>
学位・称号	<p>【学位】 修士(専門職)等</p>	<p>【学位】 学士</p>	<p>【学位】 短期大学士</p>	<p>【称号】 準学士</p>	<p>【称号】 ・専門士:2年以上、1,700時間以上等 ・高度専門士:4年以上、3,400時間以上等</p>	
教育課程	<p>・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方若しくは多方向に行われる討議若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮</p>	<p>・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p>		<p>・体系的に教育課程を編成するものとする</p>	<p>・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p>	<p>・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役員等)を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施</p>

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
単位	<p>大学設置基準の規程を準用。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 -講義及び演習:15~30時間 -実験、実習及び実技:30~45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。 ・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 -講義及び演習:15~30時間 -実験、実習及び実技:30~45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。 ・前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。 -講義及び演習:15~30時間 -実験、実習及び実技:30~45時間 -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。 ・専門課程における授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 -講義及び演習:15~30時間 -実験、実習及び実技:30~45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 ※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p>	

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
教員組織	<p>【教員組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置く 	<p>【教員組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く <p>【授業科目の担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる 		<p>【教員組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。 ・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。 ・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 ※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。 	<p>【教育上の基本組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。 ・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く ・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない ・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。 ※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。 	

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
教員資格(主なもの)	<p>【教員】</p> <p>専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 	<p>【教授】</p> <p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能を有していると認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 	<p>【教授】</p> <p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていと認められる者 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 	<p>【教授】</p> <p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者 	<p>【教員】</p> <p>専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者 	

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員数(注1) (収容定員200 人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系) ～19人(自然科学系) 以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数の おおむね3割以上は、専攻分 野におけるおおむね5年以上 の実務の経験を有し、かつ、 高度の実務の能力を有する 者とする。(法科大学院はお おむね2割以上、教職大学院 はおおむね4割以上)	17人(文学、教育学・保育学 関係:うち3人は兼任可)～ 21人(理学、工学、農学関係 等:うち1人は兼任可) 以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学 の一部は除く。	8人(文学、家政関係)～10人 (教育学、保育学、体育関係等) 以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目 担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200 人のケース)	専門職大学院の目的に照らし 十分な教育効果をあげることが できると認められる校地・校 舎	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積 の校地	
校舎 (収容定員200 人のケース) (注2)		2,644㎡～5,289㎡ 以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設 等の面積を含まない。	1,900㎡～2,500㎡ 以上 ※講堂、附属施設等の面積を 含まない。	3,306㎡ 以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、 文化・教養)～740㎡(工業、農 業、医療、衛生、教育・社会福 祉) 以上	
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の 設備	△ (専門職大学院の施設及び設 備その他諸条件は、専門職大 学院の目的に照らし十分な教 育効果をあげることができると 認められるものとする)		○		△ (専修学校は、校地のほか、目 的に応じ、運動場その他必要 施設の用地を備えなければなら ない。専修学校の校舎には、目 的、生徒数又は課程に応じ、教 室(講義室、演習室、実習室等)、 教員室、事務室その他必要な 附属施設を備えなければならない とともに、なるべく図書室、保 健室、教員研究室等を備えるも のとする。また、目的に応じ、実 習場その他の必要な施設を確保 しなければならない。)	

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。

(注2)高等専門学校については、入学定員40人のケース。

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
自己評価・ 第三者評価	・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務) ・認証評価(分野別)(義務)		・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務)		・自己評価(義務) ・学校関係者評価(努力義務)	・企業等が参加する 学校関係者評価も 義務。
所轄庁		文部科学大臣			都道府県(国立を除く)	(文部科学大臣認定)
学校数	122校	781校	352校	57校	2,814校	673校
設置認可		文部科学大臣による設置認可			都道府県による設置認可 (国立を除く)	文部科学大臣 認定
設置者の要件		・国 ・地方公共団体 ・学校法人			・国 ・地方公共団体 ・経営に必要な経済的基礎を有 すること ・設置者(法人の場合は経営担 当役員)が経営に必要な知識又 は経験を有すること ・設置者が社会的信望を有す ること	

アメリカ・イギリス・ドイツ・フィンランド・韓国の高等教育機関について

国名	アメリカ合衆国 (学校数、学生数は2010年、教員数は2009年)	
機関種	2年制大学	4年制大学
導入年	1901年	1636年
概要	・州や地方政府が設けるものはコミュニティカレッジと呼ばれ、地域の学習拠点として幅広い年齢層の学習ニーズに対応した多様なプログラムを提供 ・営利私立のものは、労働需要に即した職業教育プログラム提供機関として近年、増大	・総合大学、総合大学以外の4年制大学(リベラルアーツカレッジ)、専門大学に大別され、広域の教育・研究拠点として機能
主に学位に関する役割・権限	・コミュニティカレッジ: 4年制大学への編入学を目指す課程、職業技術教育課程、その他の課程(成人学習者、移民等を対象とするもの)の提供と学位・修了証の授与 ・営利私立の2年制大学: 労働需要に即した職業教育課程と学位・修了証の授与 ・通常、大学理事会に大学運営の権限を認めた州法に基づき、各大学が学位等を授与	・総合大学: 教養学部と大学院及び職業専門学部(大学院)から構成。大学院教育と研究に重点 ・リベラルアーツカレッジ: 教養学部において学士号取得課程を提供 ・専門大学: ロースクールやメディカルスクールなど、大学院レベルのものを含む特定分野の専門教育を提供 ・通常、大学理事会に大学運営の権限を認めた州法に基づき、各大学が学位等を授与
初等教育から入学までの通算年限	12年	12年
入学資格・要件	・ハイスクールの修了(コミュニティカレッジの場合、原則的に希望者全入)	・ハイスクールの修了 ・大学が定める要件(通常、ハイスクールで取得すべき単位の種類・数・成績、SATやACTなど共通試験の成績等)
取得学位(学位か非学位か)	・準学士(Associate)(学位) ・修了証(非学位)	・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doctor)(学位)
標準学修期間	・準学士: 2年 ・修了証: 2年未満	・学士: 4年 ・修士: 1~2年 ・職業専門学位: 1~4年 ・博士: 3年以上
学校数	・州立: 978校 ・私立: 751校	・州立: 678校 ・私立: 2,192校
学生数	・州立: 7,062千人 ・私立: 438千人	・州立: 8,048千人 ・私立: 5,446千人
教養教育の有無	あり	あり
教員数	729千人	
教員資格	・上級学位につながる課程の教員: 修士以上の学位 ・職業・技術教育課程の教員: 学士又は準学士取得と数年の実務経験	・博士の取得

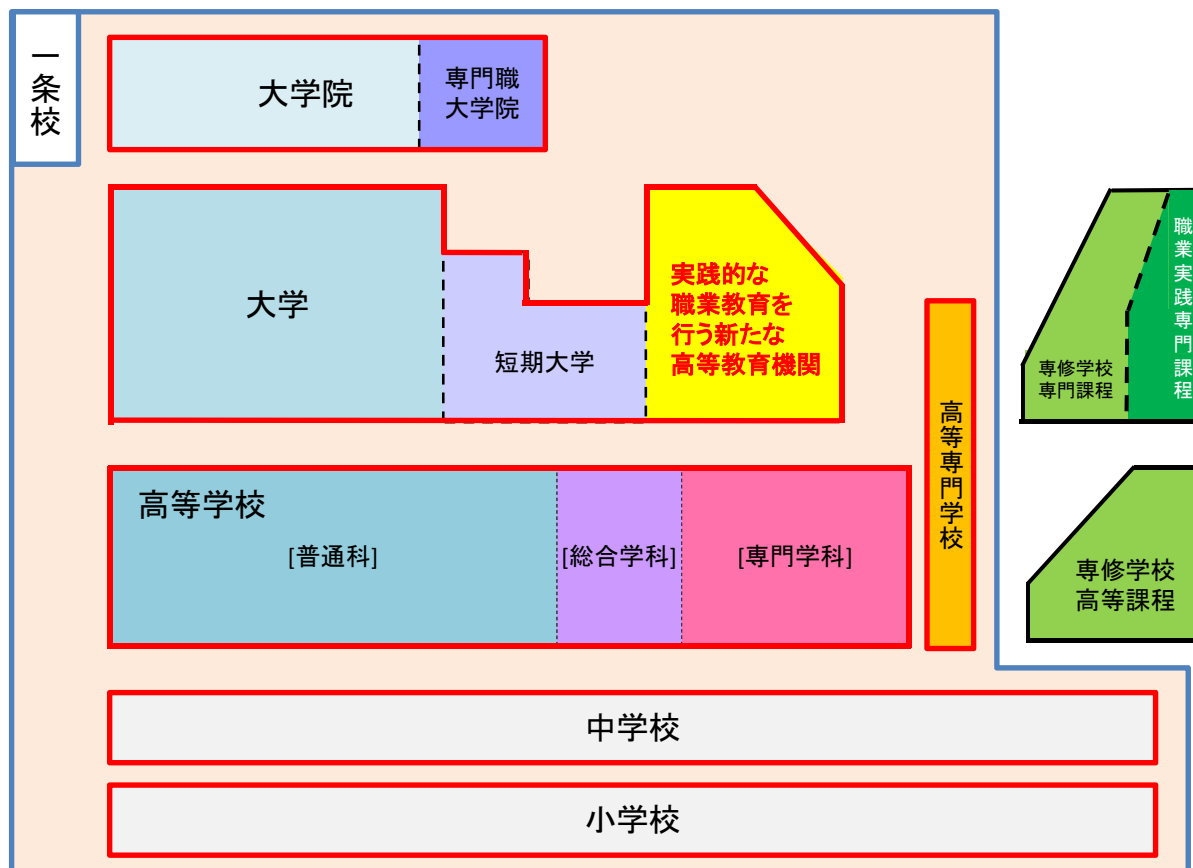
国名	イギリス (大学の学校数、学生数、教員数は2011年)	
機関種	ポリテクニク	大学
導入年	1969年	12世紀
概要	・1960年代に、実学重視の非大学高等教育機関として創設され、1992年以降大学に昇格し、「新大学」グループを形成	・旧大学: ポリテクニクが大学に昇格した1992年以前からあった大学。学術系が強い ・新大学: 旧ポリテクニク等。応用系の専攻が豊富
主に学位に関する役割・権限	・学位授与権はなし ・全国学位授与機構(CNAA)より授与。同機構はポリテクニクの大学昇格とともに廃止	・旧大学: 国王設立勅許状、個別法などに基づき、学位授与権を有し、各機関が学位を授与 ・新大学: 1992年継続・高等教育法に基づき、学位授与権を有し、各機関が学位を授与
初等教育から入学までの通算年限	13年	13年
入学資格・要件	GCE・Aレベル資格など、後期中等教育修了資格	GCE・Aレベル資格など、後期中等教育修了資格
取得学位(学位か非学位か)	・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doctor)(学位)	・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doctor)(学位)
標準学修期間	3年	3年
学校数	30余校(1990年代初頭)	163校
学生数	349.4千人 (FTE、イギリス、1992年度)	1,412千人(フルタイム)
教養教育の有無	なし	なし
教員数	不明	117.8千人
教員資格	※法令上の規定は不明。開設科目が社会・人文など拡大するにつれて、実務経験よりもアカデミックな経歴をもつ教員が増加	教員資格について法令上の規定はない。一般に博士の取得者

国名	ドイツ (学校数, 学生数, 教員数は2011年)	
機関種	Fachhochschule (専門大学)	Universität (総合大学)
導入年	1968年	1386年
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1968年の各州首相の協定により、従来後期中等の職業教育学校に位置づけられていた技師学校等が高等教育機関に格上げされたもの ・応用的実務志向(質の高い技術者の養成) ・伝統型大学 ・学術志向(研究者の養成) 	
主に学位に関する役割・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・実用型教育研究(特に技術, 経済, 社会福祉, 農業等の分野) ・学位の授与 ・各州高等教育法に基づき, 高等教育機関として位置づけられている総合大学及び専門大学は学位を授与 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究 ・学位の授与(特に博士の授与権) ・大学教授資格の授与 ・各州高等教育法に基づき, 高等教育機関として位置づけられている総合大学及び専門大学は学位を授与
初等教育から入学までの通算年限	12年	12年又は13年
入学資格・要件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門大学入学資格(専門大学アビトゥア, 一般に, 実科学校修了者が進学する上級専門学校で取得, 職業専門学校でも取得可) ・大学入学資格(アビトゥア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学資格(アビトゥア) (一般に, ギムナジウム上級段階で取得)
取得学位(学位か非学位か)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門大学ディプロム(Diplom(FH))(学位) ・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロム(Diplom)(学位) ・マギスター(Magister)(学位) ・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doktor)(学位)
標準学修期間	<ul style="list-style-type: none"> ・専門大学ディプロム: 4年以内 ・学士: 3~3.5年 ・修士: 1~2年 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロム, マギスター: 4.5年 ・学士: 3~3.5年 ・修士: 1~2年
学校数	州立: 144校 私立: 95校	州立: 87校 私立: 21校
学生数	州立: 667,821人 私立: 107,752人	州立: 1,529,915人 私立: 16,221人
教養教育の有無	なし	なし
教員数	29,057人	183,150人
教員資格	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教授 ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士の取得によって証明) ・職務に応じて, 学術又は芸術における補足的な業績(大学教授資格, 準教授又は学術協力者としての経歴など), 科学的な知識や複数年の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績 ○ 準教授 ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士の取得によって証明) 	

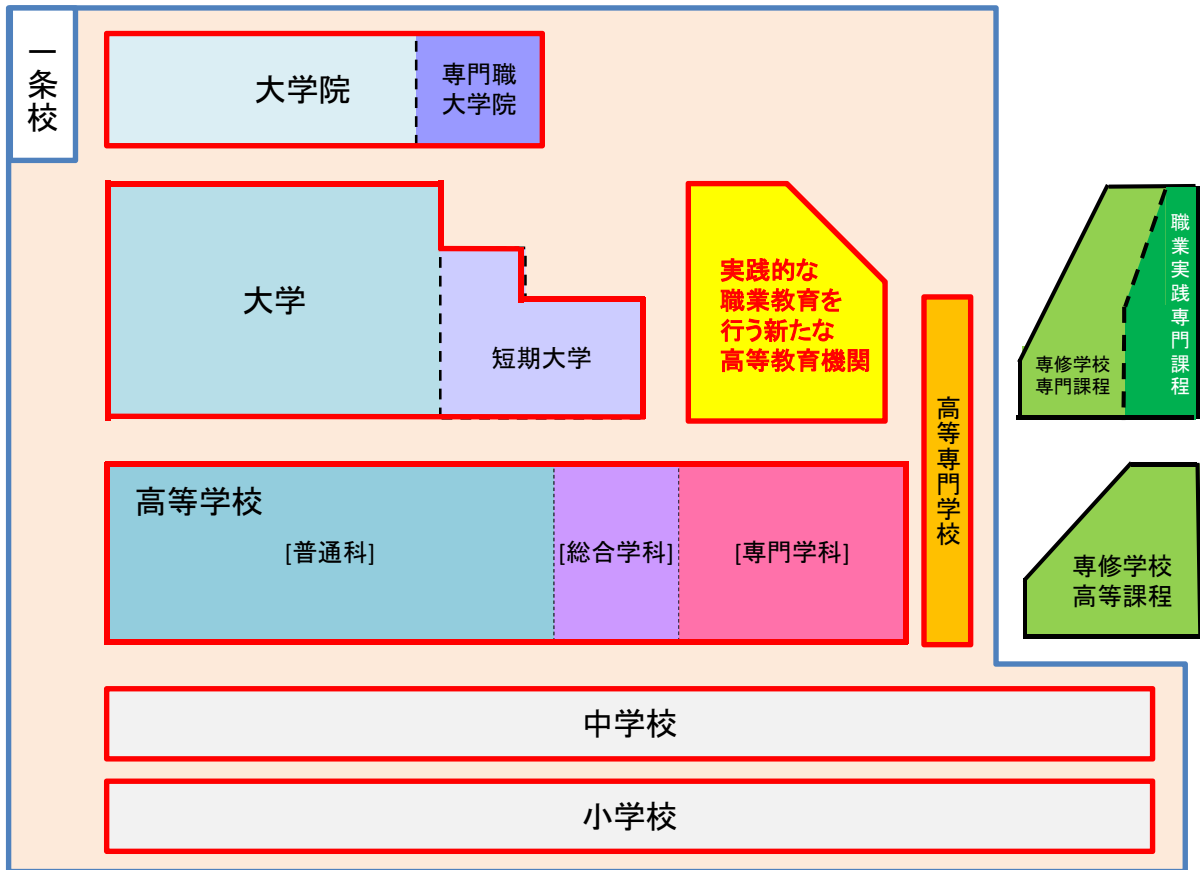
国名	フィンランド (学校数, 学生数, 教員数は2013年)	
機関種	専門大学(AMK)	大学
導入年	1996年	1640年
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中等後教育機関のうち, 高等教育に相応しいと思われる分野の教育を提供している機関を再編統合(総合化)して高等教育機関へ格上げされ, 1996年に制度化 ・職業志向 ・応用研究中心, 地域開発に注力 ・学術志向 ・基礎研究中心 	
主に学位に関する役割・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・専門(職業)学士, 専門(職業)修士の授与 ・専門大学法に基づき, 各専門大学は学位を授与 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士, 修士, 博士の授与 ・大学法及び専門大学法に基づき, 各大学は学位を授与
初等教育から入学までの通算年限	12年	12年
入学資格・要件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学資格試験法に基づく試験合格者 ・基礎職業資格等(後期中等教育段階の職業資格) 	大学入学資格試験法に基づく試験合格者
取得学位(学位か非学位か)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学士(Ammattikorkeakoulututkinto)(学位) ・専門修士(Ylempi ammattikorkeakoulu tutkinto)(学位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士(Alempi korkeakoulututkinto)(学位) ・修士(Ylempi korkeakoulututkinto)(学位) ・博士(Jatkotutkinto, Tohtorin tutkinto)(学位)
標準学修期間	3~4年	5年 ※学士課程(3年)も存在するが, 大学の基礎学位は修士とされているため, 学士課程(3年)+修士課程(2年)が標準学修期間
学校数	自治体・自治体連合立: 3校 有限責任会社立: 21校	法人: 12校 財団: 2校
学生数	138,202人(専門学士+専門修士)	141,756人(学士+修士)
教養教育の有無	なし	なし
教員数	<ul style="list-style-type: none"> ・教員: 5,685人 ・教員+研究開発職員: 6,783人 	教育・研究職員: 16,891人
教員資格	<ul style="list-style-type: none"> (主任講師) ・博士(又はライセンスエート学位) ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修(講師) ・修士 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 	
	教員資格に関する国レベルの規定はなく, 多くの場合, 各大学が学則等において職階別に規定	

国名	韓国 (学校数, 学生数, 教員数は2011年)	
機関種	専門大学	4年制大学
導入年	1979年(法制定1977年, 施行1979年)	1940年代後半
概要	・職業教育中心の短期高等教育機関 ・「社会の各分野に関する専門的な知識と理論を教え, 研究し, 才能を錬磨して, 国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする」(高等教育法第47条)	・学術理論を教え, 研究する, 伝統型大学 ・「人格を陶冶し, 国家と人類社会の発展に必要な深奥な学術理論とその応用方法を教え, 研究し, 国家と人類社会に寄与することを目的とする」(高等教育法第28条)
主に学位に関する役割・権限	・専門学士の授与(学士課程の設置校は, 学士も授与) ・高等教育法に基づき, 各専門大学は学位を授与	・学士の授与 ・高等教育法に基づき, 各大学は学位を授与
初等教育から入学までの通算年限	12年	12年
入学資格・要件	高等学校を卒業した者や, 法令に基づき高校卒業と同等水準以上の学力を備えていると認定された者	高等学校を卒業した者や, 法令に基づき高校卒業と同等水準以上の学力を備えていると認定された者
取得学位(学位か非学位か)	・専門学士(Associate Degree)(学位) ・学士(専門学士+実務経験1年以上+1~2年の専攻深化課程履修で取得)(Bachelor)(学位)	・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doctor)(学位)
標準学修期間	2~3年	4年
学校数	国立: 2校 公立: 7校 私立: 131校	国立: 42校 公立: 1校 私立: 155校
学生数	国立: 2,536人 公立: 13,483人 私立: 741,702人	国立: 475,581人 公立: 13,287人 私立: 1,648,928人
教養教育の有無	あり	あり
教員数	13,015人	63,877人
教員資格	(教授) 研究歴4年+教育歴6年(合計10年) ※大卒者の場合 ※各専門大学・学科で実務経験を課すことができる	(教授) 研究歴4年+教育歴6年(合計10年) ※大卒者の場合

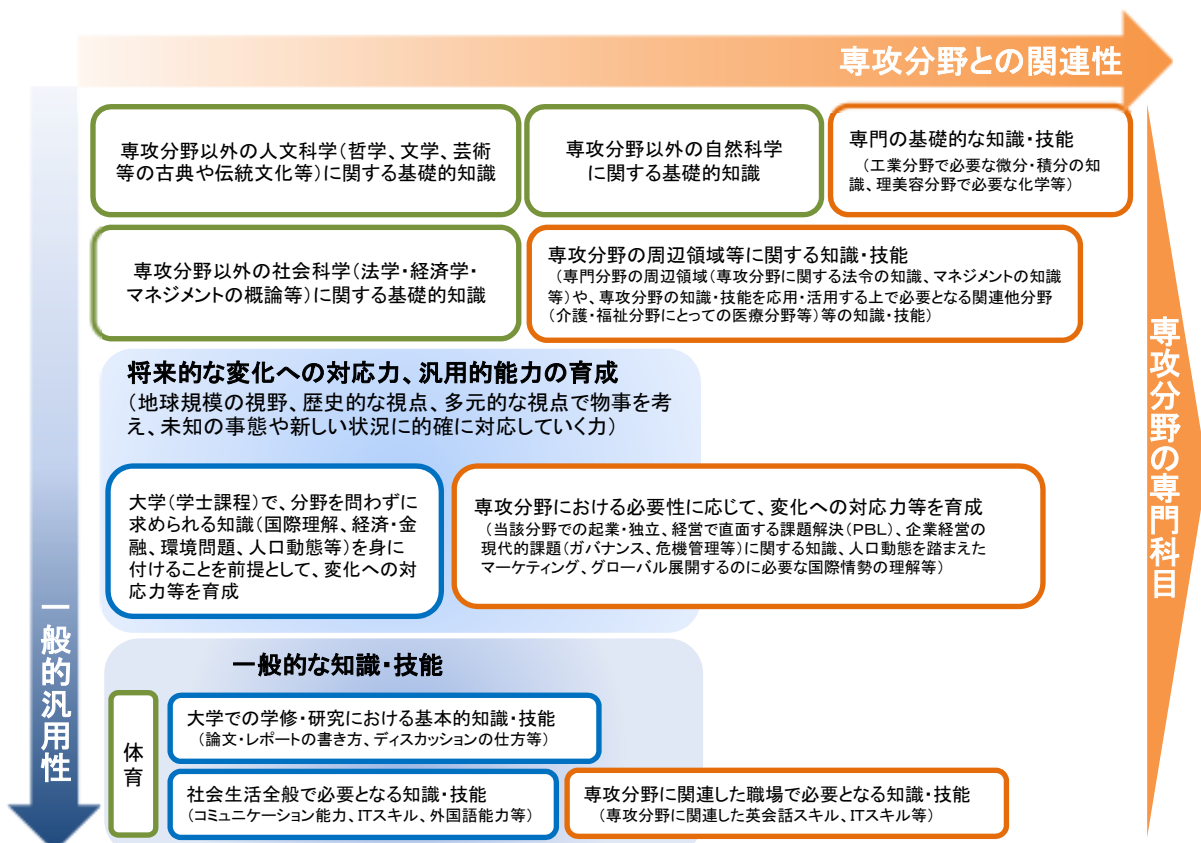
職業教育に関する学校体系のイメージ(大学体系の中に位置付ける場合)



職業教育に関する学校体系のイメージ(大学とは異なる新たな学校種を設ける場合)



教養教育により身に付ける知識・技能・能力等のイメージ図



「学士力」について

「学士力」

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的現象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術 (ICT) を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが生じた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

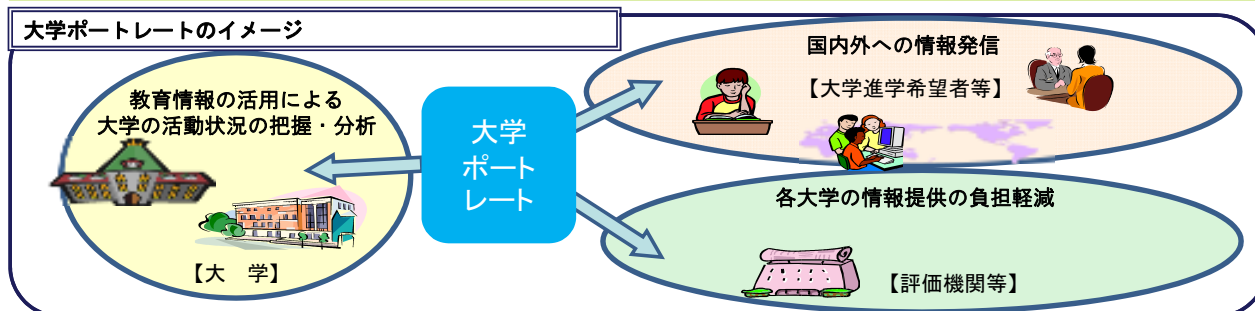
資料：中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

- 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上
- 大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。
→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートの検討経緯

- 平成23年8月 文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」
◇データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための 共通的な仕組みの構築について提言
- 平成23年8月 中央教育審議会大学分科会「これまでの主な論点について」
◇大学の教育情報の発信の仕組み(大学ポートレート(仮称))の整備について提言。
- 平成24年2月～ 「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(※)での検討を開始 ※大学団体や認証評価機関等の関係者で構成
- 平成24年11月 大学ポートレート(仮称)準備委員会において、教育情報の公表の在り方や公表する情報項目等について、審議・とりまとめ
- 平成26年2月 " " "において、国際発信、教育改善のための情報の活用、管理運営等について、審議・とりまとめ。

大学の学生数・設置者別学校数

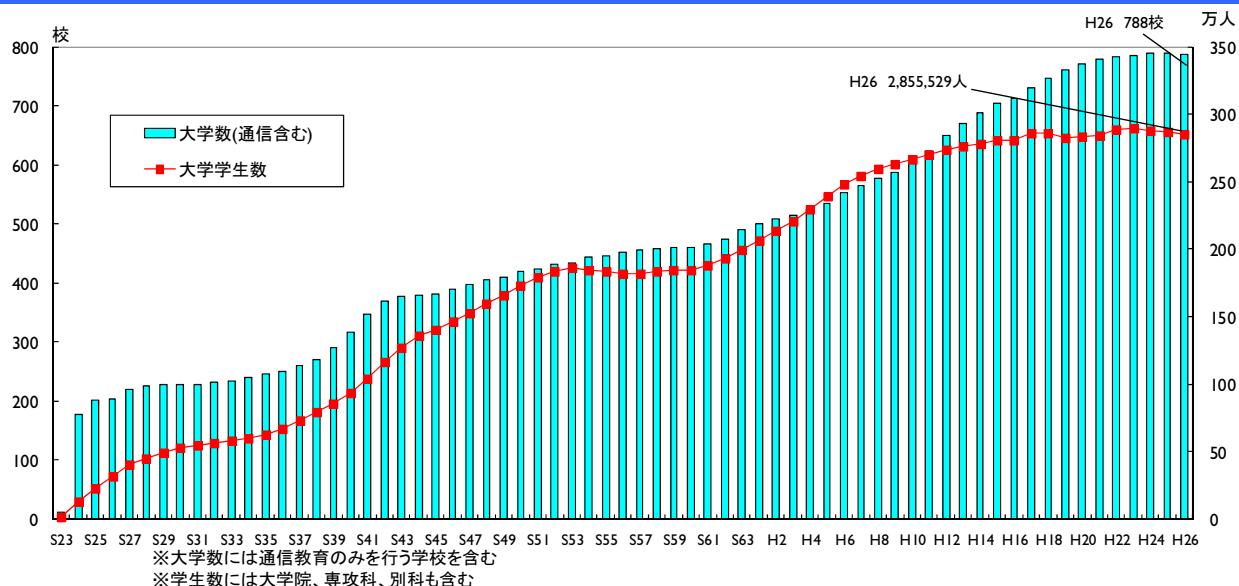
区分	計	うち学部	うち大学院 ^a		社会人/ ^a (%)	国立	公立	私立
			うち大学院 ^a	うち社会人				
平成15年度	2,803,980	2,509,374	231,489	35,378	15.3	622,404	120,463	2,061,113
20	2,836,127	2,520,593	262,686	53,667	20.4	623,811	131,970	2,080,346
21	2,845,908	2,527,319	263,989	54,642	20.7	621,800	136,913	2,087,195
22	2,887,414	2,559,191	271,454	55,345	20.4	625,048	142,523	2,119,843
23	2,893,489	2,569,349	272,566	54,994	20.2	623,304	144,182	2,126,003
24	2,876,134	2,560,909	263,289	54,195	20.6	618,134	145,578	2,112,422
25	2,868,872	2,562,068	255,386	55,355	21.7	614,783	146,160	2,107,929
26	2,855,529	2,552,022	251,013	56,074	22.3	612,509	148,042	2,094,978

(注) 「学生数」には、学部学生・大学院学生のほか、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含む

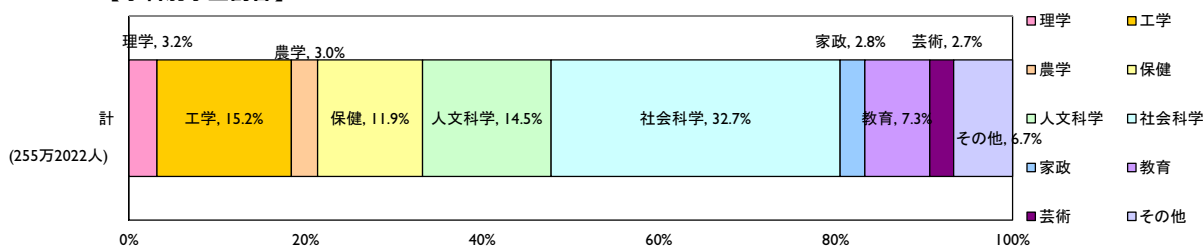
区分	計	国立	公立	私立	私立の割合(%)
平成15年度	702	100	76	526	74.9
20	765	86	90	589	77.0
21	773	86	92	595	77.0
22	778	86	95	597	76.7
23	780	86	95	599	76.8
24	783	86	92	605	77.3
25	782	86	90	606	77.5
26	781	86	92	603	77.2

出典：学校基本統計

大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



【学科別学生割合】



出典：「学校基本統計」「全国大学一覧」

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

制度の概要

- (1) 修業年限：2年（法科大学院は3年）
- (2) 修了要件：30単位以上（法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本）※論文作成不要
- (3) 教員組織：必要専任教員中の3割以上（法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上）は実務家教員。
- (4) 教育内容：理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。
事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本。
- (5) 学位：〇〇修士（専門職）、法務博士（専門職）、教職修士（専門職）
（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

開設状況（H26）※

分野	国立		公立		私立		私立		専攻数合計	大学数合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	12	12	2	2	17	16	2	1	33	31
会計	2	2	1	1	11	11	1	1	15	15
公共政策	5	5	0	0	3	3	0	0	8	8
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	23	23	2	2	42	42	0	0	67	67
教職大学院	19	19	0	0	6	6	0	0	25	25
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合計	67	45	9	6	95	68	4	3	175	122

学生の在籍状況（H26）

	全体	国立		
		公立	私立	割合
学生数	17,380人	6,247人	768人	10,365人
うち、社会人学生数	7,771人	2,416人	377人	4,978人
(割合)	(44.7%)	(38.7%)	(49.1%)	(48.0%)

出典：学校基本統計

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

短期大学の学生数・設置者別学校数

<学生数>

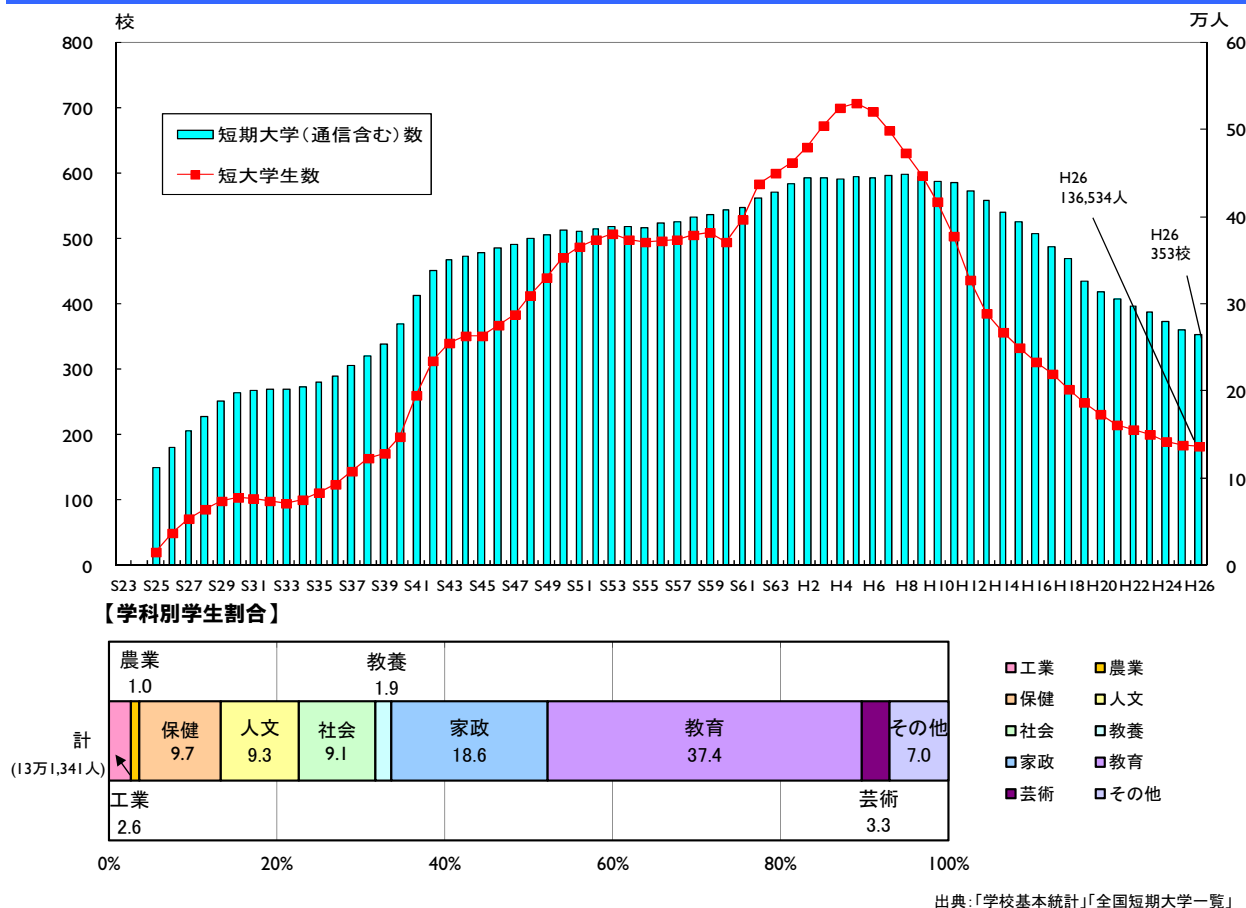
区分	計	うち本科	国立	公立	私立
平成15年度	250,062	241,408	4,515	17,999	227,548
20	172,726	166,448	52	10,565	162,109
21	160,976	155,127	3	9,973	151,000
22	155,273	149,633	—	9,128	146,145
23	150,007	145,047	—	8,487	141,520
24	141,970	137,282	—	7,917	134,053
25	138,260	133,714	—	7,649	130,611
26	136,534	131,341	—	7,388	129,146

<学校数>

区分	計	国立	公立	私立	私立の割合(%)
平成15年度	525	13	49	463	88.2
20	417	2	29	386	92.6
21	406	2	26	378	93.1
22	395	—	26	369	93.4
23	387	—	24	363	93.8
24	372	—	22	350	94.1
25	359	—	19	340	94.7
26	352	—	18	334	94.9

出典：学校基本統計

短期大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



高等専門学校の概要

- <目的> 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する(学校教育法第115条)
- <修業年限> 5年、商船に関する学科は5年6月
- <入学資格> 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- <設置基準> 高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)による

【設置者別学校数、在籍者数等の状況、学科系別入学定員(平成26年度)】

	学校数	学科数	入学定員	在学生数	専攻科学生数
国立	51	229	9,400	48,651	3,014
公立	3	7	720	3,634	199
私立	3	10	460	2,069	549
計	57	246	10,580	54,354	3,262

	工学						商船	工学・商船以外	計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学系	建設・建築系	その他			
学科数	52	69	43	32	36	6	5	3	246
入学定員	2,125	2,765	1,685	1,280	1,440	965	200	120	10,580

- (注) 1. 募集停止中の学科を除く。
 2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。
 3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

高等専門学校の学生数・設置者別学校数

<学生数>

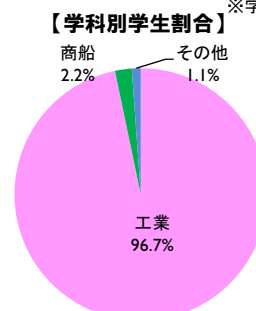
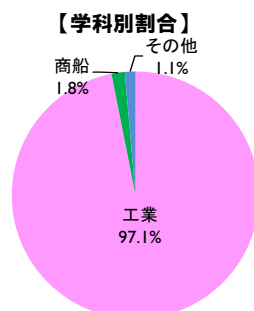
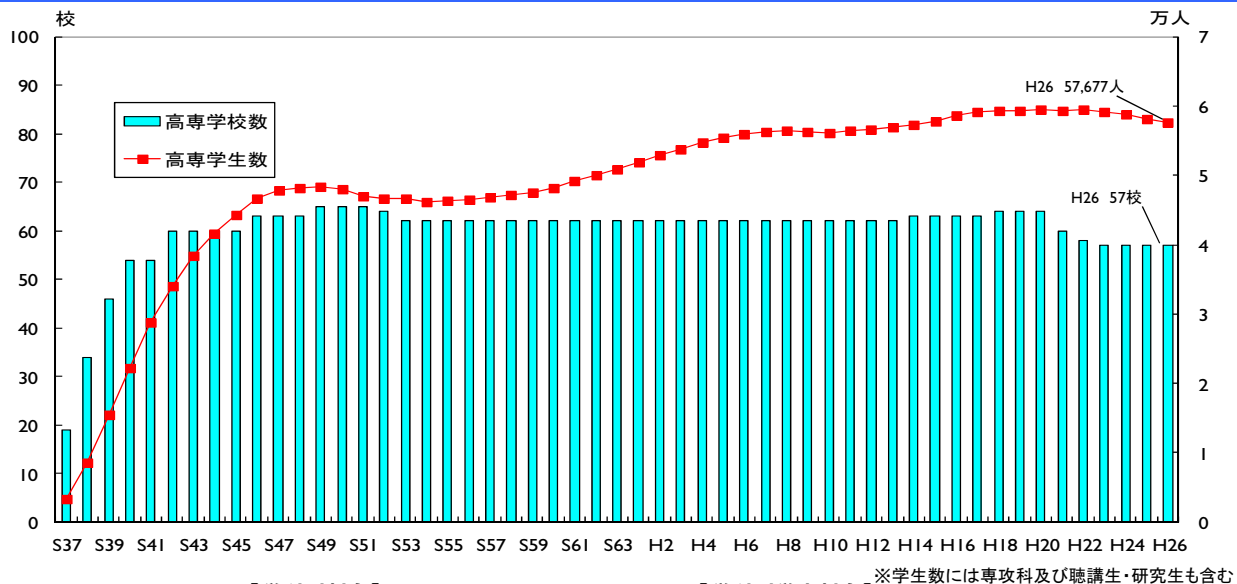
区分	学生数(人)			
	計	国立	公立	私立
平成15年度	57,875	50,974	4,650	2,251
21	59,386	53,355	4,028	2,003
22	59,542	53,605	4,030	1,907
23	59,220	53,291	4,004	1,925
24	58,765	52,814	3,956	1,995
25	58,226	52,290	3,881	2,055
26	57,677	51,725	3,834	2,118

<学校数>

区分	学校数(校)			
	計	国立	公立	私立
平成15年度	63	55	5	3
21	64	55	6	3
22	58	51	4	3
23	57	51	3	3
24	57	51	3	3
25	57	51	3	3
26	57	51	3	3

出典: 学校基本統計

高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合



出典: 「学校基本統計」及び文部科学省調べ

専修学校の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

2. 目的、課程及び主な要件

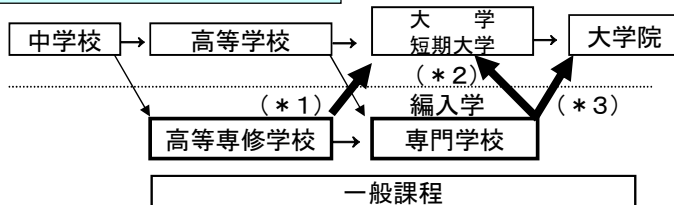
目的	職業若しくは <u>実際生活に必要な能力を育成し</u> 、又は <u>教養の向上</u> を図る。 (学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在學生 等		
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 （3年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし （学歴不問）

※ 各種学校：修業年限1年以上（簡易なものは3ヶ月以上）、年間授業時数680時間以上（入学資格：限定なし）

3. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号が付与される。

4. 他の教育機関との接続



一定の要件（修業年限、総授業時数等）を満たす専修学校の修了者については、
 (*1) 高等専修学校から大学への入学資格
 (*2) 専門学校から大学への編入学
 (*3) 専門学校から大学院への入学資格
 がそれぞれ認められる。

専修学校の生徒数・設置者別学校数

<生徒数>

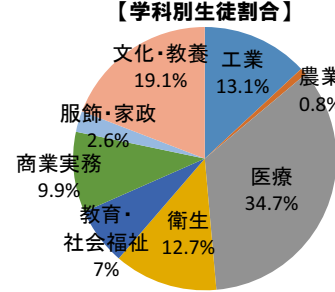
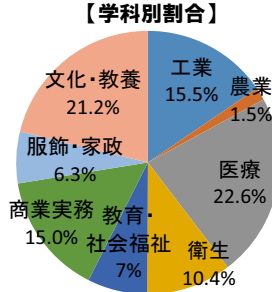
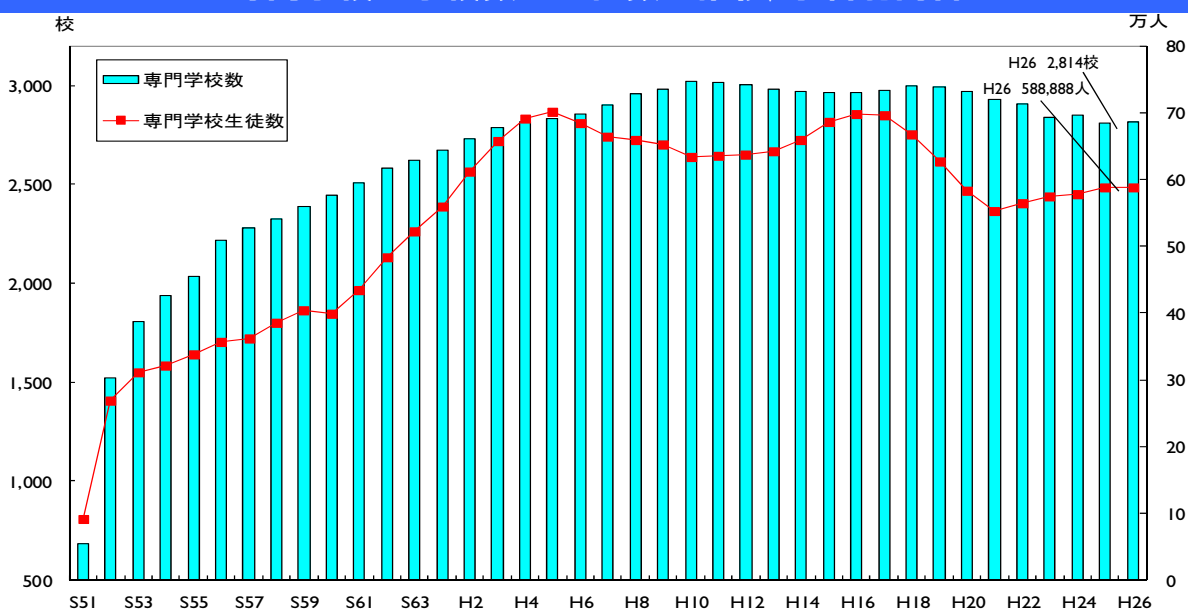
区分	計	課程別		
		高等課程	専門課程	一般課程
平成15年度	786,091	52,901	685,350	47,840
20	657,502	38,731	582,864	35,907
21	624,875	37,548	552,711	34,616
22	637,897	38,349	564,640	34,908
23	645,834	38,865	574,152	32,817
24	650,501	39,698	578,119	32,684
25	660,078	39,359	587,330	33,389
26	659,452	40,057	588,888	30,507

<学校数>

区分	計	国立	公立	私立	高等課程を	専門課程を	一般課程を
					置く学校	置く学校	置く学校
平成15年度	3,439	90	208	3,141	622	2,962	247
20	3,401	11	206	3,184	503	2,968	198
21	3,348	11	204	3,133	494	2,927	196
22	3,311	10	203	3,098	488	2,904	199
23	3,266	10	200	3,056	459	2,837	188
24	3,249	10	199	3,040	452	2,847	190
25	3,216	10	196	3,010	443	2,811	180
26	3,206	10	195	3,001	437	2,814	178

出典：学校基本統計

専門学校 学校数・生徒数の推移/学科別割合

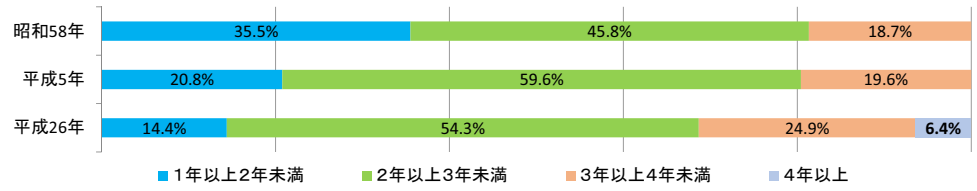


出典：学校基本統計

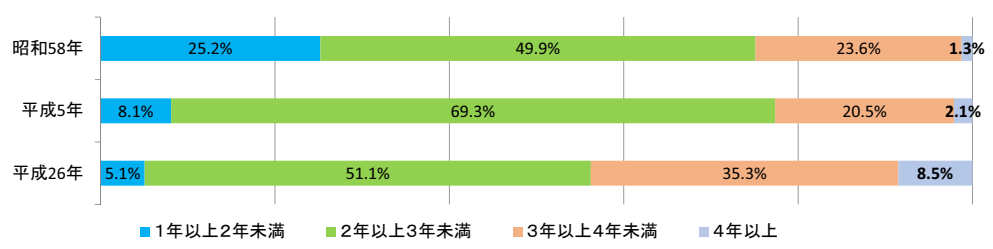
専門学校 修業年限別生徒数及び学科数

修業年限	学科数	学生数(人)
1年以上2年未満	1,176 (14.4%)	29,887 (5.1%)
2年以上3年未満	4,432 (54.3%)	301,203 (51.1%)
3年以上4年未満	2,035 (24.9%)	207,616 (35.3%)
4年以上	523 (6.4%)	50,182 (8.5%)

【専門学校における修業年限別学科数の割合の推移】



【専門学校における修業年限別生徒数の割合の推移】



※ 表及びグラフにおける数値は専門課程、高等課程、一般課程を含む

出典：学校基本統計

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ)：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

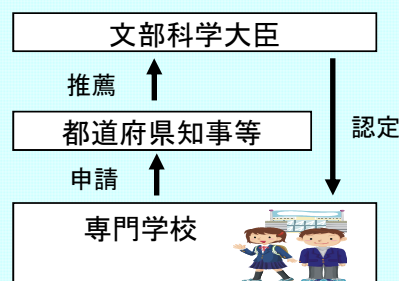
平成25年8月30日：

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(673校、2,042学科(平成27年2月17日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年以上**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

3. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する提言等

教育再生実行会議提言(関係部分抜粋)

教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程(専門学校)は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

(職業教育の充実、強化)

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門学校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

教育再生実行会議「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(第六次提言)(抄)

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域を担う人材の育成)

○ 地方創生のためには、地域と協働した新しい人材育成が求められている。このため、大学等は、地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進する。また、高等専門学校、専修学校、専門学校等は、地域のニーズに応じた学科構成の見直し、大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究の実施等により、地域産業を担う専門的職業人材の育成を推進する。さらに、専門学校等において、育成した人材が地元企業等から適切に評価され、地域での認識が高まるよう、資格や公的な職業能力の検定等も活用し、卒業生の職業能力を明らかにする取組を進める。

国は、これらの取組を支援、促進するとともに、第五次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(関係部分抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金(「地方創生枠(仮称)」等)を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門学校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門学校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

地域の企業や地域社会の求める人材ニーズの多様化に対応し、地元の地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進することにより、2020年までに大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%(2013年度39.6%)まで高める。また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門学校をはじめとする高等学校の取組を推進する。

さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門学校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受け入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度(「トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム」等)の推進や地域における留学生交流の促進のほか、グローバル化に対応した教育を行うとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム(国際バカロレア)の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を2014年の33校(候補校を含む。)から200校以上に増やす。

審議經過等

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議
審 議 経 過

- 第1回（平成26年10月7日）
 - ・有識者会議の運営について
 - ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について（自由討議）
- 第2回（平成26年10月15日）
 - ・委員からのヒアリング（麻生委員、岡本委員、鈴木委員）
- 第3回（平成26年10月29日）
 - ・委員からのヒアリング（青山委員、永里副座長、樋口委員）
- 第4回（平成26年11月7日）
 - ・委員からのヒアリング（内田委員、金子委員、寺田副座長）
- 第5回（平成26年11月21日）
 - ・これまでの議論で指摘された主な論点について①
- 第6回（平成26年12月11日）
 - ・これまでの議論で指摘された主な論点について②
- 第7回（平成26年12月24日）
 - ・これまでの議論で指摘された主な論点について③
- 第8回（平成27年1月13日）
 - ・大学体系との関係における各論点について
- 第9回（平成27年2月4日）
 - ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する基本的な方向性について①
- 第10回（平成27年2月16日）
 - ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する基本的な方向性について②
- 第11回（平成27年3月4日）
 - ・これまでの審議のまとめ（素案）について
- 第12回（平成27年3月18日）
 - ・これまでの審議のまとめ（案）について

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」
の開催について

平成26年9月30日
生涯学習政策局長
高等教育局長^{決定}

1 趣旨

職業教育については、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要である。特に、高等教育段階における職業教育においては、社会的需要に応じた質の高い職業人を養成することが望まれており、既存の高等教育機関においてもそれぞれの取組が行われてきているが、各学校の本来の目的や特性等から、各職業分野にわたる様々な人材需要に十分に対応したものにはなっていないという指摘もある。

こうした課題を踏まえ、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、教育再生実行会議第5次提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて検討を行う会議を開催することとする。

2 検討事項

- (1) 我が国の高等教育における実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の位置付けについて
- (2) 新たな高等教育機関に関する制度設計の基本的方向性について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙に掲げる学識経験者等の参加を得て、上記2の事項について検討を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成26年9月30日から平成27年3月31日までとする。

5 その他

本会議に関する庶務は、生涯学習政策局と高等教育局が協力して処理する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議
委員

青 山 伸 悦	日本商工会議所理事・事務局長
麻 生 隆 史	九州情報大学長，山口短期大学長
池 田 弘	NSGグループ代表，公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
内 田 龍 男	(独) 国立高等専門学校機構理事，仙台高等専門学校長
岡 本 比呂志	学校法人中央情報学園理事長
金 子 元 久	筑波大学大学研究センター教授
川 越 宏 樹	学校法人宮崎総合学院理事長
◎ 黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
清 水 一 彦	筑波大学副学長・理事
鈴 木 道 子	山形県立米沢女子短期大学長，山形県立米沢栄養大学長
仙 波 憲 一	青山学院大学学長
○ 寺 田 盛 紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
富 山 和 彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
○ 永 里 善 彦	株式会社旭リサーチセンター相談役
長 塚 篤 夫	順天中学校・高等学校長
服 部 晃	岐阜女子大学文化創造学部・大学院教授
樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授
前 田 早 苗	千葉大学普遍教育センター教授

◎ 座長 ○ 副座長

計 18名 (50音順)

(職名は平成26年9月30日現在)